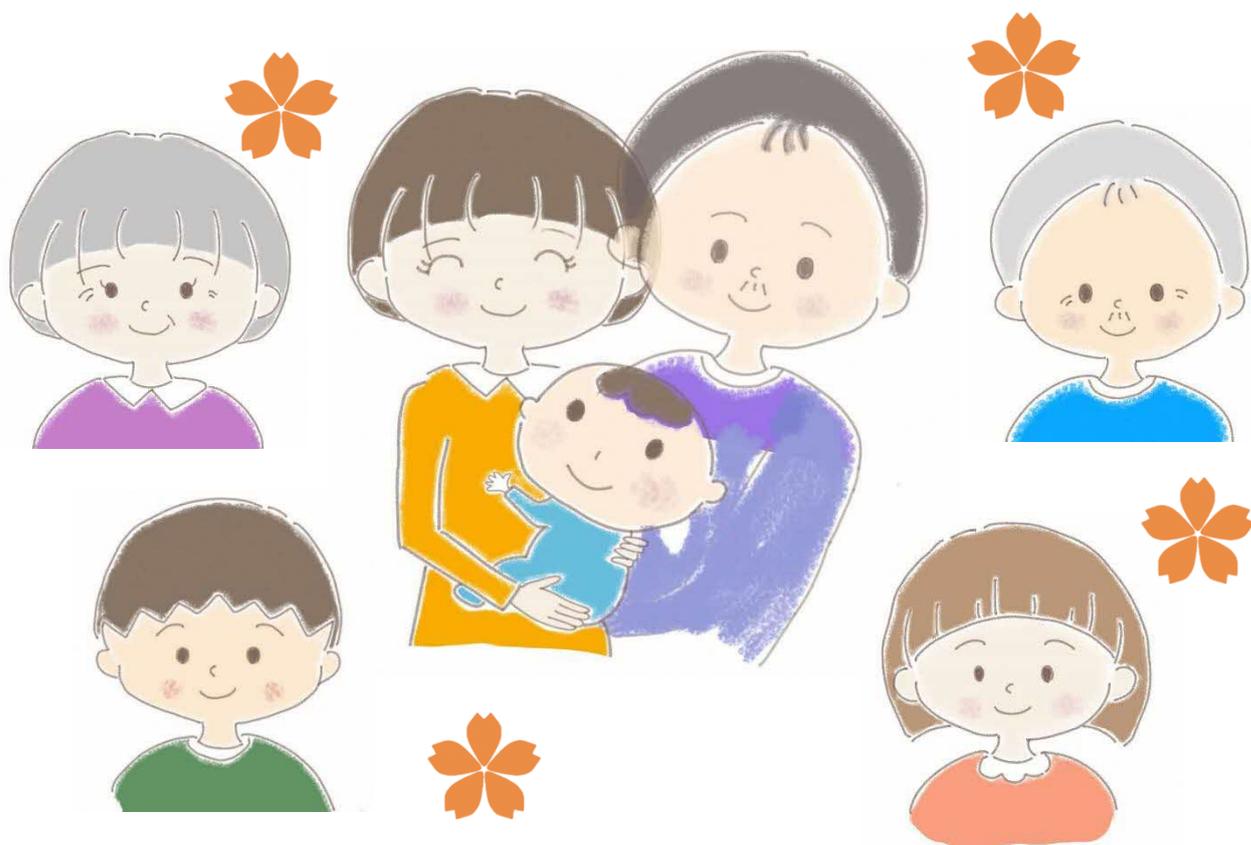


令和5年度

「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり

宇城市男女共同参画年次報告書



(イラスト 松橋高等学校3年 ふなしま 船島みずきさん)

宇城市男女共同参画都市宣言文

私たちは、女性と男性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場面に参画できる「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を基本理念として、宇城市の男女共同参画社会の実現をめざします。

- 1 私たちは、一人一人の人権を尊重し、個性と能力が発揮できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、あらゆる分野に男女が共に等しく参画できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、みんなが健康で安全に安心して暮らせる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、市、市民、事業者が協働し、未来に輝くフロンティアシティ・宇城をめざします。

宇城市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成19年11月21日

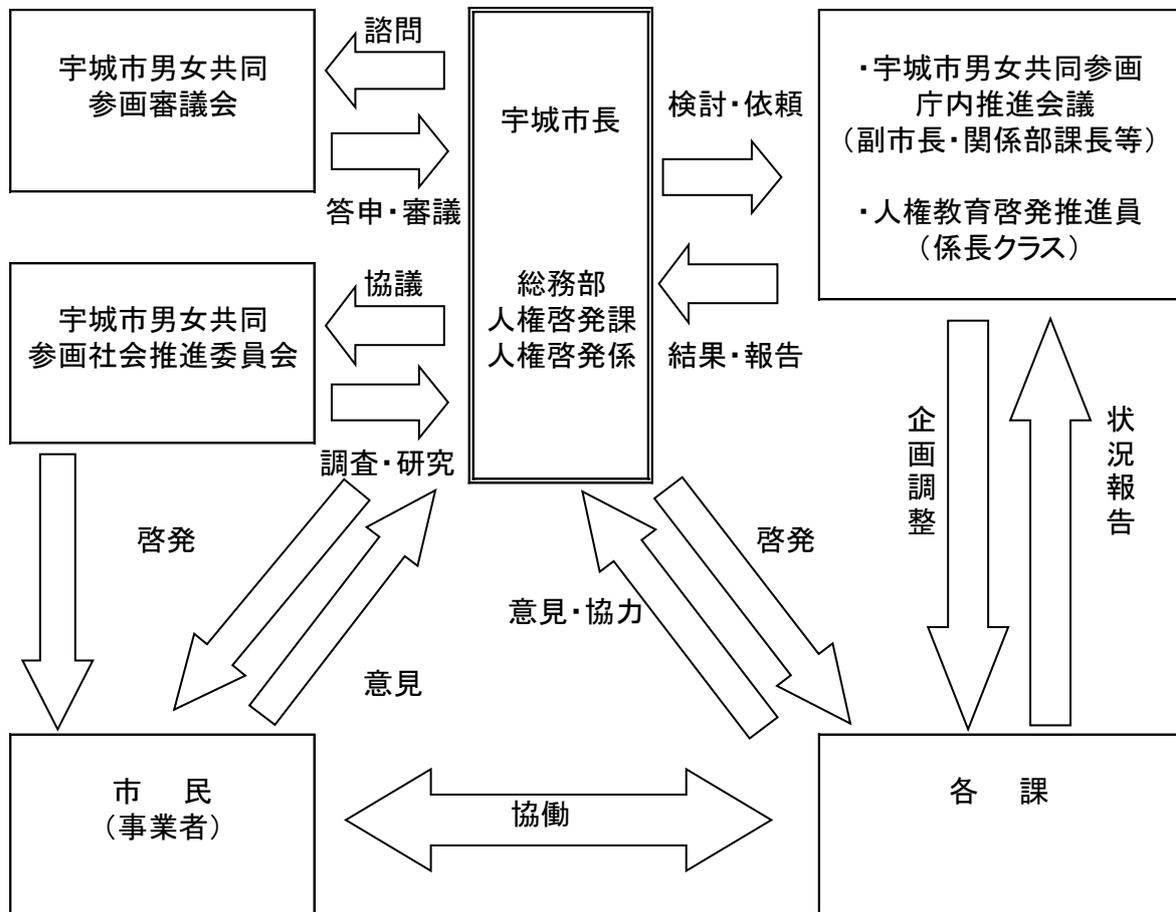
宇城市



目次

■宇城市男女共同参画推進体制	1
■宇城市における女性の登用状況	2
■令和5年度事業実績（人権啓発課人権啓発係）	6
■宇城市男女共同参画計画体系図	9
■宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告	11
■資料	
・宇城市男女共同参画推進条例	22
・宇城市男女共同参画推進条例施行規則	26
・宇城市男女共同参画社会推進委員会条例	27
・宇城市男女共同参画庁内推進会議要綱	28
・宇城市審議会等の設置等に関する指針	30
・審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン	32
・宇城市男女共同参画推進事業者等表彰要綱	34
・宇城市女性人材リスト登録事業実施要項	35
・宇城市における女性登用に関する「要望書」（市長）	36
・宇城市における女性登用に関する「要望書」（議長）	37
・各種審議会・委員会等への女性登用の促進について（通知）	38
・広報うき（パートナーシップ通信 2023年4月号～2024年3月号）	39

宇城市男女共同参画推進体制



■宇城市における女性の登用状況

①市管理職の女性の登用

役職	平成31年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
部長級	13	1	7.7	12	1	8.3	10	0	0.0	11	0	0.0	10	0	0.0
部次長級	17	1	5.9	17	0	0.0	17	2	11.8	20	2	10.0	16	2	12.5
課長級	34	8	23.5	34	5	14.7	33	4	12.1	29	6	20.7	31	7	22.6
計	64	10	15.6	63	6	9.5	60	6	10.0	60	8	13.3	57	9	15.8
課長補佐兼係長	—	—	—	90	31	34.4	88	34	38.6	80	29	36.3	72	26	36.1
係長	109	34	31.2	20	7	35.0	14	5	35.7	9	1	11.1	8	0	0.0
合計(役付き)	64	10	15.6	153	37	24.2	148	40	27.0	140	37	26.4	129	35	27.1
職員全体 (特別職を除く)	498	214	43.0	496	211	42.5	478	203	42.5	452	192	42.5	432	184	42.6

(各年度4月1日現在 単位:人)

②地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性登用

	委員会等名	平成31年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
1	教育委員会	6	2	33.3	6	2	33.3	5	2	40.0	5	1	20.0	5	1	20.0
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	4	0	0.0	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0
3	監査委員	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
4	農業委員会(農業委員)	13	1	7.7	13	1	7.7	13	1	7.7	13	1	7.7	13	1	7.7
5	固定資産評価審査委員会	5	1	20.0	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0
	広域でない委員会委員数合計	31	4	12.9	31	5	16.1	30	6	20.0	30	5	16.7	30	5	16.7
	広域の委員会の委員数合計	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

(各年度4月1日現在 単位:人)

③市議会議員

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
条例定数	22	22	22	22	22
欠員	0	0	1	0	0
現員総数	22	22	21	22	22
うち女性の数	1	1	1	4	4
女性の割合(%)	4.5	4.5	4.8	18.2	18.2

(各年度5月1日現在 単位:人)

④ 其他要綱等に基づく委員会、協議会、推進委員会等の女性の登用

委員会等名	平成31年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
宇城市農業振興地域整備促進協議会	27	6	22.2	27	6	22.2	25	5	20.0	25	5	20.0	(選定中)		
健康宇城市21推進協議会	20	10	50.0	20	9	45.0	20	9	45.0	20	9	45.0	24	13	54.2
宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会	14	4	28.6	14	4	28.6	14	3	21.4	14	3	21.4	14	3	21.4
宇城市男女共同参画庁内推進会議	23	12	52.2	24	11	45.8	24	11	45.8	25	12	48.0	22	11	50.0
宇城市環境対策委員会	207	28	13.5	208	23	11.1	208	24	11.5	208	19	9.1	208	20	9.6
宇城市食育推進委員会	16	11	68.8	16	11	68.8	16	11	68.8	16	12	75.0	/	/	/
宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会	15	5	33.3	15	5	33.3	15	5	33.3	15	5	33.3	15	5	33.3
宇城市教育委員会評価委員会	4	1	25.0	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3
宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議	20	4	20.0	20	3	15.0	12	1	8.3	12	1	8.3	(選定中)		
宇城市地域公共交通活性化協議会	21	1	4.8	20	3	15.0	20	2	10.0	22	2	9.1	22	1	4.5
宇城市後継者結婚対策推進委員会				14	6	42.9	14	6	42.9	/	/	/	/	/	/
宇城市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会										14	2	14.3	/	/	/
宇城市立戸馳保育園民営化運営法人評価委員会				10	2	20.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
宇城市立大岳・青海保育園統合民営化運営法人評価委員会				12	2	16.7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	367	82	22.3	403	86	21.3	371	78	21.0	374	71	19.0	308	54	17.5

⑤ 地方自治法202条の3に基づく審議会等の女性の登用

				委員総数	うち女性委員数	割合(%)
H31年度	広域の審議会を除く審議会等数	24	うち 女性委員のいる審議会数	24	352	24.1
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	83	34.9
R2年度	広域の審議会を除く審議会等数	28	うち 女性委員のいる審議会数	28	391	28.3
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	81	35.8
R3年度	広域の審議会を除く審議会等数	30	うち 女性委員のいる審議会数	30	412	25.7
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	82	34.1
R4年度	広域の審議会を除く審議会等数	33	うち 女性委員のいる審議会数	30	695	24.0
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	80	33.7
R5年度	広域の審議会を除く審議会等数	34	うち 女性委員のいる審議会数	30	678	23.2
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	77	35.1

令和5年度 宇城市 委員会・審議会等 女性登用状況 調査票

令和4月1日現在 人権啓発課 人権啓発係

分類1 地方自治法第202条の3に基づく「審議会等」 (法令、条例で設置されているもので、設置根拠となる条文の中で、調停、審議、審査、調査などを行うと定められているものとなっています。)												
分類	No.	部	課	係	組織名	条例・規則	定員	任期	期間	総委員数	女性委員数	
1	1	市民部	防災消防課	防災消防係	宇城市防災会議	宇城市防災会議条例	定めなし	2年	R3.6.14～R5.6.14	36	3	
1	2	福祉部	社会福祉課	地域福祉係	宇城市民生委員推薦会	宇城市民生委員推薦会規則	14人以内	3年	R3.7.4～R6.7.3	13	3	
1	3	保健衛生部	医療保険課	国保年金係	宇城市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	宇城市国民健康保険条例	10人	3年	R3.5.28～R6.5.27	10	4	
1	4	広域連合	総務課	介護福祉係	介護認定審査会	介護保険法第十四条	110人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	68	25	
1	5	保健衛生部	衛生環境課	衛生環境係	宇城市環境審議会	宇城市環境基本条例	15人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	13	5	
1	6	教育部	文化スポーツ課	公民館スポーツ振興	宇城市公民館運営審議会	宇城市公民館条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	10	4	
1	7	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市社会教育委員	宇城市社会教育委員設置条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	10	5	
1	8	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市図書館協議会	宇城市立図書館条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	10	5	
1	9	教育部	文化スポーツ課	文化財世界遺産係	宇城市文化財保護審議会	宇城市文化財保護審議会条例	15人以内	4年	R3.4.1～R7.3.31	7	0	
1	10	土木部	都市整備課	都市計画第1係	宇城市都市計画審議会	宇城市都市計画審議会条例	14人以内	2年	R4.12.9～R6.12.8	14	3	
1	11	広域連合	総務課	介護福祉係	障害支援区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条	20人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	9	2	
1	12	総務部	総務課	行政係	宇城市明るい選挙推進協議会	宇城市明るい選挙推進協議会条例	15人以内	2年	R4.4.1～R6.3.31	13	3	
1	13	市民部	市民課	市民係	宇城市交通安全対策推進委員会	宇城市交通安全対策推進委員会条例	27	—	充て職のため、任期なし	25	1	
1	14	教育部	教育総務課	学務係	宇城市教育支援委員会	宇城市教育支援委員会条例	30人以内	2年	R3.6.1～R5.5.31	14	7	
1	15	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市不知火美術館運営協議会	宇城市不知火美術館条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	8	3	
1	16	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市不知火美術館専門委員会	宇城市不知火美術館条例	2人以上	4年	R5.4.1～R9.3.31	3	1	
1	17	教育部	生涯学習課	人権教育係	宇城市人権教育推進協議会	宇城市人権教育推進協議会条例	15人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	15	3	
1	18	市民部	市民課	市民係	宇城市生活安全推進協議会	宇城市生活安全条例	16人以内	2年	R3.12.9～R5.12.8	16	1	
1	19	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市文化ホール運営審議会	宇城市文化ホール条例	13人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	9	3	
1	20	教育部	学校施設課	学校給食係	宇城市立学校給食運営委員会	宇城市学校給食運営委員会条例	35人以内	1年	R4.6.1～R5.5.31	33	14	
1	21	総務部	総務課	文書法規係	宇城市個人情報保護審査会	宇城市個人情報保護条例	5人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	5	2	
1	22	総務部	総務課	文書法規係	宇城市情報公開審査会	宇城市情報公開条例	5人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	5	2	
1	23	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市男女共同参画審議会	宇城市男女共同参画推進条例	15人以内	2年	R4.4.1～R6.3.31	9	4	
1	24	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市豊野町コミュニティセンター運営委員会	宇城市豊野町コミュニティセンター条例	20人以内	2年	R3.11.1～R5.10.31	16	3	
1	25	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市男女共同参画社会推進委員会	宇城市男女共同参画社会推進委員会条例	20人以内	2年	R4.4.1～R6.3.31	16	12	
1	26	土木部	都市整備課	都市計画第1係	宇城市景観審議会	宇城市景観条例	15人以内	2年	R4.1.12～R6.1.11	7	2	
1	27	福祉部	子ども未来課	子育て支援係	宇城市子ども・子育て会議委員	宇城市子ども・子育て会議条例	15人以内	2年	選定中	—	—	
1	28	市長政策部	企画課	企画統計係	宇城市総合計画審議会	宇城市総合計画審議会条例	20人以内	2年	選定中	—	—	
1	29	総務部	総務課	文書法規係	宇城市行政不服審査会	宇城市行政不服審査法施行条例	3人	2年	R3.12.1～R5.11.30	3	1	
1	30	市長政策部	地域振興課	まちづくり推進係	宇城市空家等対策協議会	宇城市附属機関設置条例	15人以内	2年	R4.6.14～R6.5.31	11	2	
1	31	教育部	学校施設課	学校給食係	宇城市食物アレルギー対応委員会	宇城市附属機関設置条例、宇城市食物アレルギー対応委員会運営要綱	20人以内	1年	選定中	—	—	
1	32	教育部	文化スポーツ課	文化財世界遺産係	宇城市三角西港文化的景観検討委員	宇城市附属機関設置条例	10人以内	2年	令和10年度まで休止中	—	—	
1	33	教育部	文化スポーツ課	文化財世界遺産係	宇城市文化的景観整備活用委員会	宇城市附属機関設置条例	10人以内	2年	R4.7.1～R6.6.30	6	0	
1	34	福祉部	高齢介護課	高齢者支援係	宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	宇城市附属機関設置条例、宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会運営要綱	20人以内	3年	R3.4.1～R6.3.31	14	5	
1	35	福祉部	高齢介護課	高齢者支援係	宇城市成年後見制度利用促進審議会	宇城市附属機関設置条例、宇城市成年後見制度利用促進審議会要綱	10人以内	4年	R3.6.24～R7.3.31	9	4	
1	36	経済部	国営事業推進課	国営第1係 国営第2係	宇城市土地改良事業換地委員会	宇城市附属機関設置条例	大口百部：12人 国営事業：15～25人程度	換地期分完了まで 所定事務が終了したとき	事業地区により任期期間に相違有	131	0	
1	37	福祉部	社会福祉課	地域福祉係	宇城市災害義援金配分委員会	宇城市災害義援金配分委員会運営要綱	5人+α	—	—	5	0	
1	38	教育部	教育総務課	学務係	宇城市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、宇城市学校運営協議会規則	204人以内	1年	R5.4.1～R6.3.31	182	52	
										全体	755	184
										広域	77	27
										広域外	678	157

分類2 地方自治法第180条の5(市町村におかなければならない)に基づく「委員会等」												
分類	No.	部	課	係	組織名	条例・規則	定員	任期	期間	総委員数	女性委員数	
2	1	教育部	教育総務課	総務係	宇城市教育委員会	宇城市教育委員会委員定数条例	5人	4年	各委員期間が異なる	5	1	
2	2	総務部	総務課	行政係	宇城市選挙管理委員会	地方自治法第181条	4人	4年	R3.3.30～R7.3.29	4	1	
2	3	監査委員事務局			宇城市監査委員	宇城市監査委員に関する条例	3人	4年	議見 ①R4.6.27～R8.6.26 ②R1.7.1～R5.6.30 R4.6.24～R8.4.30 (議員の任期により交代)	3	0	
2	4	農業委員会事務局			宇城市農業委員会(農業委員)	農業委員会等に関する法律	13人	3年	R2.7.20～R5.7.19	13	1	
2	5	農業委員会事務局			宇城市農業委員会(農地利用最適化推進委員)	農業委員会等に関する法律	20人	3年	R2.7.20～R5.7.19	20	1	
2	6	総務部	総務課	行政係	宇城市固定資産評価審査委員会	宇城市固定資産評価審査委員会条例	5人	3年	R5.3.24～R8.3.23	5	2	
										計	50	6

【要綱等によるもの】

分類3 法令または条例以外の要綱等で任意に設置している委員会等

分類	No.	部	課	係	組織名	条例・規則	定員	任期	期間	総委員数	女性委員数
3	1	経済部	農政課	農政係	宇城市農業振興地域整備促進協議会	宇城市農業振興地域整備促進協議会運営要綱	30人以内	2年	選定中	—	—
3	2	保健衛生部	健康づくり推進課	さしより野菜推進係	健康宇城市21推進協議会	健康宇城市21推進協議会設置要綱	30人以内	2年	R5.4.1～R6.3.31	24	13
3	4	福祉部	社会福祉課	障がい福祉係	宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会	宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要項	20人以内	3年	R2.8.1～R5.7.31	14	3
3	5	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市男女共同参画庁内推進会議	宇城市男女共同参画庁内推進会議要綱	25人	1年	R5.4.1～R6.3.31	22	11
3	6	保健衛生部	衛生環境課	衛生環境係	宇城市環境対策委員会	宇城市環境対策委員会設置要綱	分別収集場所に原則1人	2年	R4.4.1～R6.3.31	208	20
3	8	福祉部	社会福祉課	地域福祉係	宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会	宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会設置要綱	15人	5年以内	R4.7.1～R6.3.31	15	5
3	9	教育部	教育総務課	総務係	宇城市教育委員会評価委員会	宇城市教育委員会評価委員会設置要綱	3人	委嘱した年度の翌年度末まで	選定中	3	1
3	10	市長政策部	企画課	企画統計係	宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議	宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議運営要綱	20人	2年	選定中	—	—
3	11	市長政策部	企画課	企画統計係	宇城市地域公共交通活性化協議会	宇城市地域公共交通活性化協議会設置要綱	21人	2年	R4.4.1～R6.3.31	22	1
3	13	土木部	都市整備課	都市計画第1係	宇城市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会	宇城市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会設置要綱	20人	計画策定まで	R3.10.25～R5.3.31	—	—
計										308	54

分類1(地方自治法202条の3)	755	184	24.4%
分類2(地方自治法180条の5)	50	6	12.0%
分類3(任意)	308	54	17.5%
合計	1,113	244	21.9%

令和5年度 事業実績

人権啓発課 人権啓発係

事業人	内 容	備 考
①男女共同参画審議会 (9人) 男性4人・女性5人	<ul style="list-style-type: none"> ・宇城市男女共同参画事業計画について ・宇城市男女共同参画年次報告について 	定例会議 (2回)
②宇城市男女共同参画社会推進委員会 (16人) 男性5人・女性11人	<ul style="list-style-type: none"> ① 定例会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ・フェスティバルについて ②啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・パープル・オレンジリボンの啓発活動 ③要望書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・「女性登用等に関する要望書」を、市長及び市議会議長へ提出する。 ④研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・女性人材リスト登録者等合同研修会 ⑤自主勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー研修報告会 ・視察研修 (益城町 四賢婦人記念館等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定例会議 (4回) 5/31・9/9・10/24 12/13 ● 啓発活動 11/9 ● 要望書の提出 1/16(市長、議長) ● 研修会 1/25 ● 自主勉強会 (3回) 8/10・11/9・3/22
③宇城市男女共同参画庁内推進会議 (22人) 男性11人・女性11人	行政内の管理職と女性職員代表の22人で構成。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性登用の促進に向けた取り組みについて ・男女共同参画社会推進委員会要望書に係る取組について ・啓発DVDの視聴「アンコンシャスバイアスをなくそう」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2回開催 7/5・2/6
④人権教育啓発推進員 (39人) 男性28人・女性11人	各課・局・室・館から選任された39人で構成。 人権教育啓発推進員研修会 第1回 <ul style="list-style-type: none"> ・現地研修・土地差別問題について ・人権の視点からの情報発信 ・差別事象に対する取り組み ・男女共同参画推進の取り組みについて 第2回 <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの人権について理解を深めるための研修を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2回開催 <ul style="list-style-type: none"> ・5/23 豊野町コミュニティセンター ・2/2 本庁3階大会議室

<p>⑤ パートナーシップ・フェスティバル</p>	<p>男性の家事・育児の推進や育休取得の促進に向けて、基調講演の講師に全国的に父親支援事業を展開しているNPO法人ファザーリング・ジャパン九州共同代表理事 森島孝さんを講師に迎え、「笑っている父親が地域を変え、社会を変える」というテーマで講演会を開催。男女共同参画推進事業者の表彰及び先進的な事例発表も実施。</p>	<p>9/9 来場者 390 人</p>
<p>⑥ 各種団体・企業への啓発（出前講座）</p>	<p>① 5/12 松橋町民生委員児童委員連絡協議会 ② 7/12 豊野町民生委員児童委員連絡協議会 ③ 7/29 キッズランドこころ（保育園） ④ 9/ 6 宇城市民生委員児童委員連絡協議会理事会 ⑤ 10/12 小川町民生委員児童委員連絡協議会 ⑥ 10/28 曲野福祉会 ⑦ 11/14 宇城市社会福祉協議会 ⑧ 12/15 市議会議員研修 ⑨ 1/10 三角町民生委員児童委員連絡協議会 ⑩ 2/13 不知火町民生委員児童委員連絡協議会</p>	<p>① 48 人 ② 20 人 ③ 19 人 ④ 15 人 ⑤ 36 人 ⑥ 40 人 ⑦ 30 人 ⑧ 22 人 ⑨ 32 人 ⑩ 28 人 計 290 人</p>
<p>⑦ パートナーシップ・セミナー</p>	<p>① 1/25 女性人材リスト等合同研修 （一般の市民も参加可能な形で開催） ② 1/29 「ママのための復職支援セミナー」</p>	<p>① 25 人 ② 9 人 計 34 人</p>
<p>⑧ パートナーシップ通信（広報うき）</p>	<p>「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。6月号は「出前講座」「DVD 貸出事業」の紹介も行った。</p>	<p>毎月 1 回掲載 半ページ ※6月号は 1 ページ</p>
<p>⑨ 女性人材リスト登録事業（32 人）</p>	<p>女性の社会参画を支援・促進するため、各分野における人材の情報を収集し、審議会等の委員候補を紹介する。 地域での男女共同参画推進に向けて、女性人材リスト登録者、男女共同参画社会推進委員会、男女共同参画審議会、一般市民を含めたワークショップ形式での研修会を開催（1/25）</p>	<p>広報 7 月号登録募集 令和 5 年度の登録 新規登録者 1 人 辞退者 3 人 合計 32 人 ・研修会参加者 25 人</p>

<p>⑩男女共同参画推進事業者の表彰</p>	<p>1 件の応募があり審査の結果、優良推進事業者に該当したためパートナーシップ・フェスティバルで事業者表彰を実施。また、表彰事業者に先進的な取組の事例発表を行ってもらった。</p>	<p>表彰事業者 株式会社大嵐屋</p>
<p>⑪男女共同参画週間パネル展</p>	<p>男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、市民に向け、男女共同参画に関するパネル展を市役所本庁ロビーで実施。今年度は県男女共同参画センターから男女共同参画の推進に係る啓発クイズのパネルを借用して開催。併せて、LGBTQ+の方への理解を深めるため、熊本で性的マイノリティに関する情報発信や啓発活動に取り組む「くまにじ」から啓発パネルを借用し展示した。</p>	<p>6/23～29 パネル展示 9/9 パートナーシップ・フェスティバル</p>
<p>⑫その他</p>	<p>① 宇城市職員の育児・介護両立支援 BOOK の改訂版の作成 ② 男性の育児休業取得促進に向けた啓発及び情報発信 ③ 男女共同参画に係る職員研修を開催 若手課長（男女各 1 人）が講師となり「身近な存在から考えるキャリアビジョン」と題し研修を実施した。</p>	<p>①全職員 2 回周知 ②10/20 業務掲示板・育休取得率 50%（R6.2.1 現在） ③主査級職員 36 人</p>

宇城市男女共同参画計画体系図

重点目標	施策の基本方向	No.	具体的施策
I 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1	パートナーシップ・セミナー、出前講座
		2	パートナーシップ・フェスティバル
		3	広報紙による啓発活動
		4	啓発資料などによる情報提供
		5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し
		6	行政内での人権教育啓発推進員の設置
		7	行政内におけるハラスメントの防止
		8	図書の充実と情報提供
		9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10	男女共同参画を推進するリーダーの育成
		11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成
		12	あらゆる分野への男女共同参画の推進
		13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ
		14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の充実
II 男女の人権尊重	1 人権に関する意識啓発	15	市職員などの人権意識の向上
		16	豊野町コミュニティセンターの事業
		17	人権フェスタ in うきし
		18	人権擁護員による相談事業
		19	市内企業に対する研修会の開催
		20	各種団体への教育・啓発
	2 あらゆる暴力の根絶	21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発
		22	相談体制の充実
		23	関係機関の連携強化
	3 生涯を通じた男女の健康支援	24	住民健診事業
		25	健康教育と健康相談
		26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）教育

Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進	1 高齢者・障がい者福祉の推進	27	後期高齢者医療保険制度啓発事業
		28	介護保険制度学習会
		29	福祉サービス提供事業者への指導
		30	健康教室での介護予防のための情報提供
		31	高齢者・障がい者生きがい対策事業
		32	高齢者学級
	2 子育てに関する支援の充実	33	市主催行事における託児サービスの推進
		34	保育所における多様な保育の推進
		35	放課後児童クラブ（学童保育）の拡充
		36	ファミリーサポートセンター事業の拡大
		37	子育てひろば育児支援
		38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導
		39	ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援
	40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実	
		41	育児・介護休業法の事業所への周知
3 男女の仕事と生活の調和	42	男性のための料理教室	
	43	男女共同参画の視点に立った教育の推進	
4 男女共同参画に関する教育・学習の充実	44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進	
	45	小中学校での人権学習への支援	
	46	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	
Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進	1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	47	男女共同参画推進事業者の表彰
		48	企業へのハラスメント防止のための啓発
		49	商工業・農林水産業における女性の登用促進
	2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	50	家族経営協定
		51	女性農業者への支援
		52	市民の防災意識の向上
Ⅴ 安心して生活できる環境づくり	1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進	53	防犯灯整備事業
		54	巡回パトロール
		55	男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本方向 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的な取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
1	パートナーシップ・セミナー、出前講座	男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、一般市民向けのセミナー・講演会を開催します。また、各種団体への講演会や出前講座も実施します。	人権啓発課	有	【セミナー】 ①ママのための復職支援セミナー ②女性人材リスト登録者等合同研修 (パートナーシップ・セミナーとして一般市民も募集した。) 【出前講座】 ①三角町民生委員児童委員連絡協議会 ②小川町民生委員児童委員連絡協議会 ③宇城市民生委員児童委員協議会理事会 ④松橋町民生委員児童委員連絡協議会 ⑤不知火町民生委員児童委員連絡協議会 ⑥豊野町民生委員児童委員連絡協議会 ⑦キッズランドこころ(保育園) ⑧宇城市社会福祉協議会 ⑨企業クラブ総会(対象:事業主・管理職) ⑩企業クラブ会員研修 ⑪希望の里ホンダ(対象:管理職) ⑫曲野福祉会 ⑬市議会議員研修	【セミナー】 ・男性の介護教室3回 35人 ・女性のための起業セミナー 3回 21人 ・親子お魚料理教室 13人 計 69人 【出前講座】 ①9/14 31人 ②9/12 35人 ③7/ 6 12人 ④5/12 48人 ⑤2/14 28人 ⑥7/13 20人 ⑦ー ⑧ー ⑨5/19 19人 ⑩9/14 25人 ⑪11/15 6人 ⑫ー ⑬ー 計 224人	【セミナー】 ① 1回 9人 ② 1回 25人 計 34人 【出前講座】 ① 1/10 32人 ②10/12 36人 ③ 9/ 6 15人 ④ 5/12 48人 ⑤ 2/13 28人 ⑥ 7/12 20人 ⑦ 7/29 19人 ⑧11/14 30人 ⑨ー ⑩ー ⑪ー ⑫10/28 40人 ⑬12/15 22人 計 290人	【セミナー】 男女共同参画への気づきや参画に繋がるセミナーを企画し開催していくと共に、幅広い年齢層の参加を目指す。 【出前講座】 各種団体等に出前講座の実施を呼びかけ、市民や事業主・社員に対し、暮らしやすい・働きやすい環境作りを推進していく。
2	パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画社会推進委員会と協議しながら、講演会などを開催し広く一般市民や事業所に意識啓発を行うことで、男女がともに支えあい個性と能力を発揮できる男女共同参画での人づくり・地域づくりに努めます。	人権啓発課	有	今年度は、全国的に父親支援事業を展開しているNPO法人ファザーリング・ジャパン九州共同代表理事 森島孝さんを迎えて、男性の家事・育児の推進や育児取得の促進に向けて「笑っている父親が地域を変え、社会を変える」というテーマで基調講演を開催。今回は子育て世代を対象にしたため、こどもセンター、子ども未来課、健康づくり推進課等と協力して、保育園・子育て広場・乳幼児健診等を通じて周知を行った。また、当日は啓発パネル展の開催やこどもセンター・健康づくり推進課等と連携して、子育て支援や男性の料理教室等に関する情報提供を行った。	・会場 小川総合文化センター 「ラポート」 ・入場者 290人	・会場 松橋総合体育文化センター 「ウイングまつばせ」 ・入場者 390人	引き続き、来場者が男女共同参画について学び、知識と理解を深める内容を検討する。また、幅広い市民が参加できるよう集客については、アンケート結果を基に関係各課と連携して取り組む。
3	広報紙による啓発活動	市広報「うき」に、毎月「パートナーシップ通信」としてコーナーを設け、男女共同参画に関する記事を掲載し、市民に広く周知・啓発を行います。	人権啓発課	有	広報紙に毎月「パートナーシップ通信」として掲載。パートナーシップ・フェスティバル、セミナーなどの取組みに関して広報紙とHPに掲載。また、女性人材リスト登録の募集、男女共同参画推進事業者の紹介、キャリアもライフもという新しい生き方働き方やLGBTQ+に関する啓発、男女共同参画白書の紹介など男女共同参画の理解と啓発促進に向けた記事を掲載した。	掲載ページ数(A4判) 半ページ/月 6ページ/年	掲載ページ数(A4判) 半ページ/月(6月1ページ) 6.5ページ/年 ※6月は「出前講座」「DVD貸出事業」の紹介を行った。	今後も男女共同参画の必要性が共感できる広報紙として、継続して多くの市民に関心を持ってもらえるような記事を形成していく。
4	啓発資料などによる情報提供	男女共同参画に関する啓発DVDなど関連教材や機材の貸し出しを行います。	人権啓発課	有	アンコンシャス・バイアスに関するDVDを購入。啓発DVD貸出事業について、企業クラブ、市内事業所等への利用案内、広報うき・ホームページや出前講座等で周知し、11件の利用があった。	利用者7件 「ハラスメントを生まないコミュニケーション」「多様性入門」「職場のハラスメント入門」「みんなで考えるLGBTs」など	利用11件 「職場の人権」「ワーク・ライフ・バランス」「職場のハラスメント入門」「アンコンシャス・バイアスをなくそう」など	所持しているDVD等の関連教材を有効に活用していく。また、当課で所有している教材には限りがあるため、県や他自治体との連携を図り、情報の発信・対応をしていく。
5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し	男女均等な職務経験の付与に努め、性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行うなど、市が率先して男女が平等に働ける職場環境づくりを進めます。 具体的には、 ○行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、自己申告などを利用した人事異動や課内部での職務分担の変更を進めます。 ○男女共同参画の意義を研修し、これまでの固定観念にとらわれず事務を担当するなどの意識改革を促します。	総務課	有	性別に関わらず個人の適性等に配慮した人事異動、職務分担を実施した。性別に関係なく公平に配置されていると思われる職員の割合については、現在基準は無いが、今後も自己申告を基に意見を聴取していく。			これまでどおり性別に関わらず個人の適性等に配慮した人事異動、職務分担を実施していく。
6	行政内での人権教育啓発推進員の設置	年数回の研修への参加を促し、実態や取り組み状況などの進捗状況報告などを行うことで、視野やネットワークを広げ、各部署での明るい職場づくりのリーダーとなることを目的とし、市行政の各部署に「人権教育啓発推進員」を設置します。	人権啓発課 生涯学習課	有	人権教育啓発推進員39人(各課1人)を対象に研修を2回実施。 ①5/23 豊野町コミュニティセンターで、男女共同参画計画に係る施策の実施、女性登用の促進に向けた取り組みの依頼や豊野町コミュニティセンター指導員による人権研修(現地研修)を行った。 ②2/2 ともに拓くLGBTQ+の会くまもと代表の今坂洋志さんを迎え「性の多様性の基礎的理解と職務上求められること」というテーマで研修会を実施した。	①5/26 38人 ②11/21 35人	①5/23 39人 ②2/2 38人	市民憲章(「人権」のまちづくり)をもとに、市職員の人権意識の向上と、今後も庁内において働きやすい職場環境作りを進めるとともに、各部署で行う市民向けサービスにおいても男女共同参画の視点を意識して施策の推進を図るよう研修を行う。
7	行政内におけるハラスメントの防止	それぞれの人権を尊重し、対等なパートナーとしての意識のもと業務を遂行するよう、意識啓発のための職員研修を行います。また所属長及びハラスメント相談員は、職場におけるハラスメントを防止し、良好な職場環境の形成に努めます。	総務課	有	各職場にハラスメント相談員を選任し、ハラスメント相談体制を整えた。今年度はハラスメント相談員を対象に、特定社会保険労務士を講師として「職場のハラスメント防止のための相談対応者研修」を実施した。	ハラスメント相談件数:1件 ハラスメントに関する情報提供:1回(掲示板)	ハラスメント相談件数:1件 ハラスメントに関する情報提供:1回(掲示板) ハラスメントに関する研修会開催:1回	今後も職員研修の一つとして、ハラスメントに関する内容を取り入れていく、引き続き、相談窓口の周知啓発に努める。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
8	図書の充実と情報提供	各図書館における「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・蔵書リストに基づき、利用の推進を図ります。また、継続して「男女共同参画社会に関する資料」の収集を行い、リストの作成と関係資料の特集を組み、情報提供の促進を図ります。	生涯学習課	有	男女共同参画週間に合わせて本館、分館とも関連図書の展示を実施した。選書のテーマとしては①女性の仕事復帰、男性の育児参加に関する資料、②女性起業家、男性起業家に関する資料、③近代社会で奮闘・活躍した女性に関する資料」を中心に集め、関連チラシやリーフレットも展示と合わせて設置し来館者へ情報提供を行った。	男女共同参画関連 ・関連図書資料 700冊 ・視聴覚資料 9点	男女共同参画関連 ・関連図書資料 702冊	今後も継続して関連資料の収集や男女共同参画週間と連動させた展示を行い、子どもから高齢者までの幅広い年代に情報発信をしていく。
9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮	内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」をガイドラインとし、市が発行する刊行物が性差別につながる文章表現や写真・イラストなどを掲載しないように啓発を行います。	人権啓発課	有	人権教育啓発推進員研修会において、関係資料と併せて「人権の視点からの情報発信～行政としての責任と社会的影響への配慮～」に関する周知を行った。	5/26 39人	5/23 39人	ガイドラインの周知と市の刊行物の表現のチェックを継続して行う。

施策の基本方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
10	男女共同参画を推進するリーダーの育成	一般市民による、地域に密着した「男女共同参画社会づくり」を推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援します。今後も同様に参加者を募り、特に参加の少ない男性の地域リーダーの育成も促します。	人権啓発課	有	県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」を男女共同参画社会推進委員会やホームページ等でも周知したが、一般の応募はなく職員1人が参加した。今年度は、東京1泊の日程で県外研修も開催され、研修内容は男女共同参画社会推進委員会会議で報告し、情報共有を図った。	※事業の開催なし	職員1人参加	今後も研修生を幅広く募集し、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。
11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成	女性団体などのネットワークづくりや学習会の実施、女性人材リスト登録者への研修などを通して、意思決定の場に参画できる女性の人材や地域リーダーを育成します。また、人材リストの幅広い年齢層の登録をめざし、充実を図ります。	人権啓発課	有	女性人材リスト登録者が男女共同参画に関する知識と理解を深め、積極的に市の施策決定の場である審議会・委員会、市の事業等で能力を発揮し活躍してもらうように研修会を開催した。今回は、市男女共同参画審議会・同社会推進委員会と合同でワークショップ形式による研修会を実施した。一方、女性人材リストの活用では、庁内業務掲示板でリストを周知すると共に、審議会等の委員選任の事前協議において活用の依頼を行った。	7/13研修会 16人 新規登録者 1人	1/25研修会 25人 新規登録者 1人	より幅広い人材を募集するとともに、委員会・審議会登用や講師選定の際に積極的にリストの活用を図ってもらうよう各課に周知を図っていく。
12	あらゆる分野への男女共同参画の推進	各種審議会・委員会などへの女性登用を積極的に推進し、30%の目標を達成するため、庁内推進会議や人権教育啓発推進員研修会の中で周知を図るほか、男女共同参画社会推進委員会から市長及び市議会議長へ女性の登用に関する「要望書」を提出し、積極的な女性の登用につなげます。	人権啓発課	有	女性登用促進について、庁内推進会議の議題として取り上げたり、人権教育啓発推進員会議において登用促進のための協力依頼を行った。また、男女共同参画社会推進委員会では市長及び市議会議長に対し、女性の登用促進に関する内容を含む要望書の提出が行われた。登用率は一部の委員会で特殊なケースがあり全体の割合は下降しているものの、農業委員会、防災会議など一部の委員会では上昇が見られた。今年度は女性の活躍推進にもつながる男性の育休取得促進に向けて、庁内推進会議で取得現状を報告するとともに、総務課と連携して庁内業務掲示板等で取得促進の依頼を行った。	①部長会議1回：12/23 ②業務掲示板1回：12/23 ③要望書提出1回：3/8 ④人権教育啓発推進員会議2回：5/26、11/21 ⑤庁内推進会議2回：7/1、3/15	①部長会議1回：12/23 ②業務掲示板3回：7/10、10/20、12/23 ③要望書提出1回：1/16 ④人権教育啓発推進員会議2回：5/23、2/3 ⑤庁内推進会議2回：7/5、2/6	今後も市の審議会等の設置や改選の際に女性登用の促進が図られるよう、各課にガイドラインに基づく協議書の提出を依頼し、女性委員を増やしていく。また、その際に女性人材リスト登録者の活用が図られるように周知していく。
13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ	行政区長会議などで、男女共同参画の研修または、情報を積極的に提供し、機会あるごとに行政区役職への女性登用を働きかけます。	総務課 各支所総合窓口課	無	【総務課】行政区長会議の開催が1回のみで、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。 【三角支所】会議が1回のみ開催で、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。 【不知火支所】会議が1回のみ開催で、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。 【小川支所】会議が1回のみ開催で、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。 【豊野支所】会議が1回のみ開催で、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。	女性行政区長数：2人	女性行政区長数：2人	機会があるごとに、情報の提供や働きかけに努めていく。
14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の充実	キャリアアップのための政策立案研修などへの参加を推進し、男女共同参画の視点に立った職員研修を実施します。また、男女の昇進機会の均等を図るため、昇任試験を実施します。	総務課	有	係長昇任試験を実施し、積極的な受験を促した。研修会については、本年度最年少で課長に登用された課長（女性・男性：各1人）を講師に研修会を開催。	前年度との比較（人） 【管理監督職女性登用】 部長級：0→0 部次長級：2→2 課長級：4→6 課長補佐級：34→32 係長級5→1 ※課長級以上8→9 【係長昇任試験】 受験者：10→8 1次合格者：5→6 2次合格者：5→6 ○係長昇任試験者に占める女性の割合33.3% ○管理職に占める女性の割合13.3%	前年度との比較（人） 【管理監督職女性登用】 部長級：0→0 部次長級：2→2 課長級：6→7 課長補佐級：32→26 係長級1→0 ※課長級以上8→9 【係長昇任試験】 受験者：8→3 1次合格者：6→2 2次合格者：6→3 ○係長昇任試験者に占める女性の割合17.6% ○管理職に占める女性の割合15.8%	管理職に占める女性の割合20%の目標を達成するために、研修会等を実施して職員の育成を行う。係長昇任試験についても、引き続き積極的な受験を促していく。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

重点目標Ⅱ 男女の人権尊重

施策の基本方向 1 人権に関する意識啓発

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
15	市職員などの人権意識の向上	市職員など（会計年度・臨時を含む）を対象に、毎年人権同和問題研修会を開催し、部落差別・男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図っていきます。行政職員として、継続して学習することが重要であるため、年1回以上は全職員が人権同和問題研修会に参加します。年1回の全職員研修以外に、各種の人権同和問題研修会や研究会などにも職員の参加を要請します。	総務課 人権啓発課	有	1/30及び1/31に市役所3階大会議室で各日2回計4回に分け、職員人権同和研修会を実施。対象は、会計年度任用職員を含む全職員とした。職員が参加しやすいよう配慮し、休日出勤ではなく平日に4回実施した。	開催回数：1回 参加者：会計年度任用職員を除く全職員。385人	実施回数 4回 会計年度任用職員を含む全職員。研修出席者553人 ※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症により欠席した職員は後日、DVDにて視聴。	今後も状況に応じながら職員が参加しやすい研修となるよう工夫し、引き続き実施する。
			生涯学習課	有	市内保育園・幼稚園を対象とした「就学前指導者人権教育研修」を2月に実施。	実施回数：2回実施 参加者数：109人	実施回数：2回実施 参加者数：約100人	今後も市内の全保育園・幼稚園に参加を呼びかけ、全ての指導者への人権研修を積極的に取り組んでいく。
16	豊野町コミュニティセンターの事業	部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消する発信拠点として、住民相談や教室・講座、現地研修などを実施します。また、教室・講座を開催する中で、女性問題などの人権学習を取り入れ、人権意識の高揚に努めます。	人権啓発課	有	【地域交流事業】 ①しめ縄・ミニ門松づくり教室 12月23日(土) ②コミセンフェスティバル 3月2日(土) ③うきうきコミュニティ教室 対象：地域住民 5月～1月(全6回) 【自主講座】 ④初心者向けパソコン教室(水曜コース) 6月～2月 第2・第4水曜日(全16回) ⑤初心者向けパソコン教室(金曜コース) 6月～2月 第2・第4金曜日(全16回) ⑥きめこみパッチワーク教室 7月～2月 第2・第4月曜日(全14回) ⑦さしより野菜Cooking 7月～2月 第2木曜日(全8回) ⑧歴史探訪講座 9月～1月 第4木曜日(全5回) ⑨書道教室 11月～2月 第1・3火曜日(全8回) ⑩ストレッチヨガ 9月～12月 第1・3金曜日(全7回) ⑪第8回コミセンKaTaRu宿 対象市内小4～6年生 8月3日(木)～4日(金) 【現地研修】 教育事務所・小学校・中学校依頼による 【住民相談】 人権相談・生活相談・就職相談など	①25人 (男性11人、女性14人) ②50人 ③54人 (男性30人、女性24人) ④10人 (男性4人、女性6人) ⑤11人 (男性5人、女性6人) ⑥1人 (男性0人、女性1人) ⑦7人 (男性1人、女性6人) ⑧8人 (男性3人、女性5人) ⑨11人 (男性3人、女性8人) ⑩10人 (男性0人、女性10人) ⑪16人 (男性5人、女性11人) 12団体223人 【住民相談】 生活相談：1件 就労相談：1件	①28人 (男性13人、女性15人) ②63人 ③98人 ④10人 (男性 2人、女性 8人) ⑤ 7人 (男性 4人、女性 3人) ⑥4人 (男性 0人、女性 4人) ⑦8人 (男性 1人、女性 7人) ⑧ 8人 (男性 2人、女性 6人) ⑨ 7人 (男性 1人、女性 6人) ⑩13人 (男性 1人、女性11人) ⑪38人 (男性13人、女性25人) 【現地研修】 11団体249人 【住民相談】 生活相談：3件 就労相談：1件	新型コロナウイルスの影響がありつつも、事業自体は計画通り実施することができた。今後も安全安心に施設利用が出来るよう配慮する。また、宇城市豊野町コミュニティセンター運営委員会の意見等を踏まえ、魅力ある事業及び講座を推進し、市民の人権意識の高揚を図る。さらに、住民相談の窓口としての充実を目指し、職員のスキルアップを図る。
17	人権フェスタinうきし	講演会や保育園、小・中及び支援学校の発表を通して、人権尊重の必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけ、すべての市民がこの地域に生まれて良かったと思えるような地域社会を築き上げることを目的として実施します。また、参加しやすいように市内5会場で開催し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、より多くの市民に参加していただけるよう、イベント内容などについても検討を行います。	生涯学習課	有	ステージ部門では、講演や、人権擁護委員による寸劇や、コッコロ隊の出演。また、展示部門では、人権フェスタの開催に併せて、1～2週間毎、小中学校・特別支援学校の人権標語や人権啓発パネルを人権フェスタ開催各会場のロビー等に展示した。	実施回数：年5回 参加者：延べ約900人	実施回数：年5回 参加者：延べ約900人	今後も内容の充実を図りながら、市民が参加しやすいように地域毎の会場での開催を継続し、市民の人権意識の高揚を図っていく。
18	人権擁護委員による相談事業	女性問題・DV・ハラスメントをはじめとする人権問題について、市内5地域で人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権啓発課	有	・市内5カ所（三角支所・不知火防災拠点センター・宇城市役所新館・ラポート・豊野支所）にて、人権擁護委員による特設人権相談を開催した。（行政相談委員による行政相談(担当課：総務課)と同時開催。）なお、開催日等は回覧・情報メールで周知している。人権擁護委員から相談者の年代・性別・大まかな内容について報告を受けている。 ・4月については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。	開催数：27回 相談者：8人 (男性2人、女性6人)	開催数：30回 相談者：17人 (男性3人、女性14人)	これまでと同様、市民へ広く周知を行い、人権擁護委員と連携をとりながら、事業に取り組む。
19	市内企業に対する研修会の開催	宇城市企業クラブなどに対し、人権同和問題・男女共同参画について社員研修を要望し、実施します。	人権啓発課	有	企業クラブ総会で事業を紹介すると共にホームページにも掲載し周知を行った。今年度は、特に広報うき6月号においても事業紹介を行い、子どもの人権1件、アンコンシャス・バイアスの解消1件の研修を開催した。	出前講座実施 3件 5/19企業クラブ総会19人 9/14企業クラブ会員研修25人 11/15希望の里ホンダ株6人	出前講座実施 2件 7/29キッズランドこころ19人 11/14社会福祉協議会30人 ※開催依頼 個別企業訪問7件	企業を訪問するなど積極的に社員研修の開催を呼びかけるとともに、参加者の満足度が向上するよう、内容の充実を図る。
20	各種団体への教育・啓発	高齢者学級・女性学級・婦人学級・家庭教育学級などの団体へ人権学習を行ったり、各種講座に地域人権教育指導員を講師として派遣したりすることによって、教育・啓発に努めます。	生涯学習課	有	各地区の高齢者・女性学級等の公民館講座の一つに人権教育を加えるようにしており、受講生は人権フェスタinうきしへ参加した。	高齢者学級11学級 女性学級5学級	高齢者学級11学級 女性学級5学級	今後も各種講座や各種団体などの学習会に、人権教育講座の導入をすすめ、引き続き人権意識の高揚や啓発に努める。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

施策の基本方向 2 あらゆる暴力の根絶

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発	広報紙や市ホームページへの掲載や講演会・講座の開催を通して、DVなどが人権侵害であることや、相談窓口について広く市民に周知します。また、あらゆる機会を利用して各機関や各課と連携しながら、広報や展示物、研修会などにおいて暴力の根絶に努めます。	高齢介護課	有	介護サービス従事者連絡協議会の全体研修会（Web）で高齢者虐待に関する研修を実施し、介護サービス従事者への啓発を行い、あわせて市の高齢者虐待の発生状況と傾向を伝え、医療・介護サービス従事者と情報共有を図った。	研修会1回	研修会1回	次年度も引き続き高齢者虐待に関する啓発・研修を要介護施設従事者向けに実施していく。
			社会福祉課	有	障害者虐待防止センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、ケース会議等を開催した。また、虐待防止センターから周知啓発を行った。	ケース会議：1件 家庭訪問：1件 実地確認：0件	ケース会議：2件 家庭訪問：0件 実地確認：2件	障害者虐待防止センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、周知に努めるとともに、計画的に各町の単位民児協等で研修を行う。
			子ども未来課	有	社会福祉課・市民課・教育委員会・子どもセンター・警察等と連携し市民の実態把握に努め、ウイングまつばせのロビーにおいてパネル展を行い啓発に努めた。			ケース対応で市民の意識や実態を把握し、今後の支援策に活かす。
			こどもセンター	有	女性相談員（母子・父子自立支援員）・社会福祉課・市民課・健康づくり推進課・教育委員会・警察等と連携し、個別相談・ケース検討会議などを通じて、市民の意識や実態を把握するよう努めた。また、ウイングまつばせロビーにおいてパネル展示や講話を行い啓発に努めた。			児童虐待のケース対応で、市民の意識や実態を把握し、今後の支援策に活かす。
			人権啓発課	有	広報紙11月号への掲載のほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にこどもセンター・子ども未来課と共同で、ウイングまつばせロビーにおいて啓発パネル展を行った。今年度は大型ツリーを設置し、来場者にオレンジとパープルのリボン付きメッセージカードに暴力根絶への思いを書いて、ツリーに結んでもらうという取り組みを行った。寄せられたメッセージは54件で、一部をホームページでも紹介した。また、市内の各施設に補充用しおりを配布。中学校には中学生向けの啓発パンフレットも配布した。また、期間中には、市内4か所の図書館にパープルリボン・オレンジリボンツリーを啓発ポスターと共に展示した。昨年度からパートナーシップフェスティバルにおいて、来場者へプログラム等に女性の相談窓口を記載するなど周知を図っている。	ミニツリー・しおり設置数（追加）：7か所 ・イオンモール宇城 3個 ・ゆめ마트松橋 1個 ・ゆめ마트三角 1個 ・宇城彩館 2個 ・アグリパーク豊野 1個 ・道の駅うき 2個 ・道の駅不知火 1個	しおりの配布 市内 小中学校17校 高校2校 防災拠点センター6か所 ※ミニツリーは設置済みのため補充用しおりのみを配布	引き続き、市民に向けて広く啓発及び相談窓口の周知を行うとともに、若年層に向けた啓発を進めるために教育機関と連携して取り組んでいく。
22	相談体制の充実	DV・ハラスメント・虐待相談に対して適切な対応ができるよう、様々な研修会などへの参加により、各種相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関（警察・女性相談センター・市民課・民生委員・行政区長など）と連携し、早急な対応ができる体制を確立します。いじめについては、人権教育など、心の教育を中心として実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行います。心の相談員、駆け込み電話、学校啓発連絡協議会などを通じ、心のケアを行い、心身ともに調和の取れた青少年の健全育成をめざします。	高齢介護課	有	市地域包括支援センターで総合相談窓口を設けて高齢者虐待の相談に対応した。虐待通報に関しては同センターと連携し状況に応じてケース検討会議を行った。	研修参加：6回 ケース会議：6回	研修参加：3回 ケース会議：9回	今後も市地域包括支援センターと連携し、相談体制の充実を図る。
			社会福祉課	有	「障害者虐待防止法」に基づき、障害者虐待防止センターを設置し、通報・届出・相談を24時間・365日の対応を行った。	通報：2件 届出：0件 相談：32件 調査：0件	通報：5件 届出：0件 相談：26件 調査：15件	24時間・365日の通報・届出・相談対応できる体制を継続し、早期発見・早期対応・早期支援に努める。
			子ども未来課	有	相談業務に関する知識・技能の向上のため、行政・相談員連絡協議会等による研修会に積極的に参加してスキルアップを図った。	内閣府1回 県3回 協議会1回	内閣府1回 県3回 協議会1回	今後も引き続き、熊本県や熊本市・警察など外部の相談機関を活用し連携して取り組んでいく。
			こどもセンター	有	児童虐待・相談支援業務に関する知識・技能の向上のため、児童相談所・行政等による研修会に積極的に参加した。	児相2回 県1回	児相2回 県1回	こどもセンターが開設された事で、今後は、包括的に子育てや児童虐待等の相談や支援体制を構築していく。
			人権啓発課	有	内閣府等からの女性相談に関する情報提供があった場合は、その都度女性相談員へ情報の共有を行った。			庁内の相談業務を担当している職員と連携して適切な相談体制を構築していく。
			生涯学習課	有	「子ども安心コール」について、小中学生及び保護者らへ、チラシの配布や市HP等を通じて、広くPRした。電話、メール、フォームの各方法で相談を受け付けており、必要に応じて相談員と相談者の面談、学校や関係各機関との連携による問題解決を図っている。	相談件数：7件 (R2:3件、R3:1件)	相談件数：15件	各小中学校を訪問し、児童生徒や保護者へ「子ども安心コール」を周知すると共に、広報紙やインターネット等を活用し、悩んでいる児童生徒や保護者に情報が届くよう、体制作りに取り組み。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
23	関係機関の連携強化	介護事業所、警察、民生委員、地域包括支援センター等と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行います。また、宇城市高齢者虐待防止ネットワーク協議会を設置しており、必要に応じ会議及びケース検討会議を開催します。	高齢介護課	有	必要に応じて、担当者から県認知症対策地域ケア推進課・高齢支援課や県虐待専門職チームへ、虐待に関する専門的な相談・報告や研修会の講師派遣依頼等を行っている。	相談・報告6回	派遣依頼及び相談3回	今後も県や専門機関等との連携を強化していく。
		宇城圏域障害者虐待防止センターを設置するとともに、宇城圏域障がい者支援協議会に有識者、警察等の関係団体及び地域関係組織の代表者等が所属する権利擁護部会を設置し虐待防止のネットワークを構築しています。これら2つの機関が連携し虐待の早期発見・早期対応を行います。	社会福祉課	有	宇城圏域障害者虐待防止センター会議を開催し、障害者虐待に関する検討会を行った。なお宇城圏域障がい者支援協議会「権利擁護部会」は、新型コロナウイルス感染症の影響でしばらく開催できていなかったため、規約の変更や部会員の交代等についてコアメンバーで協議を行った。	障害者虐待防止センター会議：3回	障害者虐待防止センター会議：3回	宇城圏域障害者虐待防止センター会議や宇城圏域障がい者支援協議会「権利擁護部会」を計画的に開催し、常に関係機関や関係者の連携を深め、早期発見・早期対応・早期支援に努める。
		DVケースでは、警察、県女性センター等と連携し、相談者の支援を行います。児童虐待ケースでは、児童相談所、警察、保育所・学校等と連携して対応します。	子ども未来課	有	県女性センター等と連携し、意見交換や情報交換をするなどして連携の強化を図った。宇城市要保護児童対策協議会の「代表者会議」で、関係機関との情報交換等を行った。			ケース対応での情報交換等を通じて関係機関との連携を強化する。
			こどもセンター	有	ケース検討会議等を通じて連携を密にし、適切・迅速な支援が行えるよう努めている。また、宇城市要保護児童対策協議会の「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を適宜行い、関係機関によるケースの情報交換等を行った。	代表者会議：2回 実務者会議：2回 ケース会議：104回	代表者会議：1回 実務者会議：2回 ケース会議：105回	児童虐待のケース対応での情報交換等を通して、関係機関との連携を強化していく。
		対象児童の状況把握や、情報交換を行うための協議会の求めに応じて、家庭児童相談員などと連携し、情報交換及び協議を行い、対象児童・生徒の状況把握をするとともに状況改善を行います。	教育総務課	有	児童福祉センターが主催する児童相談担当者連絡会議で、対象児童・生徒の状況把握と支援方法について意見交換し連携強化の取り組みを行った。	実施回数：13回	実施回数：5回	今後も児童相談担当者会議で、対象児童・生徒の状況把握や支援方法について連携強化に取り組んでいく。

施策の基本方向 3 生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
24	住民健診事業	生活習慣病の予防・早期発見のため、生活習慣病健診及びがん検診の受診を促進するとともに、健診結果に対応した個別の健康指導を行い、充実を図ります。	健康づくり推進課	有	○特定健診（基本健診）について、20歳以上の希望する住民に対し受診できる機会を設けている。 ○がん検診については、国の実施方針に沿って実施している。 ○健診受診者に対しては、健診結果により生活習慣改善必要者に個別面談・訪問等を実施。要精密検査未受診者に対しては、受診勧奨訪問等を実施している。	特定健診 受診者数：3,597人 受診率：35.0%	特定健診 受診者数：4,071人 受診率：41.4%	・特定健診受診率は、コロナ禍前に回復傾向にあるが、第3期特定健康診査等実施計画の目標(60%)にはほど遠い状況である。受診率向上対策として、健診中断者や未受診者に対して、個別の受診勧奨を図るとともに、各行政区の健康づくり推進員の協力を得ながら、健診受診と生活習慣病予防の早期発見・予防の必要性等について広く周知を図っていく。 ・がん検診についてもまずは「受診すること」が重要であるため、早期発見・早期治療の重要性を伝えていく。 ・若い頃から生活習慣病や健診受診に関する意識づけができるように乳幼児健診時受診勧奨チラシを配布するなど保健指導に取り組んでいく。
25	健康教育と健康相談	保健センターなどで、随時・定期的健康相談を電話や面談・訪問などにより保健師や管理栄養士が受け付けます。また、必要に応じて関係機関へつなぎます。	健康づくり推進課	有	○随時、健康相談を受け、必要に応じ、地区担当保健師が訪問等を実施。 ○健康相談を宇城市保健福祉センターで、実施している。 ○健康教育は、ライフステージに合わせた健康講話に生活習慣病予防を目的とした「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩」、宇城市の特定健診関係・国保医療費・介護保険の状況等を盛り込み実施している。	健康相談：12回 144人 地区健康教育：9回 178人	健康相談：11回(5月を除く月1回) 242人 地区健康教育：33回 660人	・健康相談・健康教育は、引き続き実施予定。 ・地区健康教育に関しては、今後も「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩」や「高血圧予防」を盛り込んだ、ライフステージに合わせた健康講話等を実施する予定。
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）教育	健康教育、各種相談や子育て広場など様々な機会を通し、男女を問わずリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行います。特に、出産後の2か月訪問時には、産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種健診や健康相談を利用して、性差に偏らない共同子育てを啓発します。	健康づくり推進課	有	○2か月児訪問（全戸訪問）等で産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種乳幼児健診や健康相談・母子健康手帳交付時を利用して、性差に偏らない共同子育てを啓発している。 ○今年度より、新たに「産後ケア事業」を開始し、産後ケアを必要とする人、全員が利用できるように体制整備と周知を図っていった。	母子健康手帳交付者数 388人 2か月児訪問実施率 96.7% 乳幼児健診受診率 98.8% 健康相談 12回 249人 個別相談：690人	母子健康手帳交付者数 376人 2か月児訪問実施率 96.0% 乳幼児健診受診率 99.1% 健康相談 11回 242人 個別相談：821人	今後も、2か月児訪問等で産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種乳幼児健診や健康相談・母子健康手帳交付時を利用して性差に偏らない共同子育ての啓発を継続していく。また、産後ケアを必要とする人を支援から取りこぼさないように、周知を強化していく。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

重点目標Ⅲ

家庭・地域での男女共同参画推進

施策の基本方向 1 高齢者・障がい者福祉の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
27	後期高齢者医療保険制度啓発事業	後期高齢者医療保険制度の現状と手続きなどを周知する事により、適正受診を推進します。毎月実施する説明会と併せて、広報紙へも制度について掲載し全世帯への周知を図ります。	医療保険課	有	①新規資格取得時の説明会を感染防止に留意しながら実施した。会では、医療保険制度の説明、保健師による血圧管理やフレイル予防についての保健指導を実施した。また、欠席者には郵送するが、資料にマーカーでチェックするなど、高齢者に分かりやすく工夫した。 ②5年度より歯科口腔健診受診券を新規加入者へ交付し、受診率向上を図った。	①毎月4カ所(市役所・支所)で実施 ②随時	①毎月4カ所(市役所・支所)で実施 ②随時	①毎月4カ所(本庁・三角・小川・豊野支所)で説明会を実施し、制度への理解を深めてもらうことで、納付意識を高めてもらう。 ②高齢者の保健予防と介護予防の一体的実施の取組みの1つであるフレイル予防の周知啓発を強化し、歯科健診率向上につなげる。
28	介護保険制度学習会	公的サービスをうまく利用して介護負担が少しでも軽減されるよう、老人会、各種会合などで学習会を実施します。	高齢介護課	有	11月9日に三角西港2区のサロンにおいて、介護保険サービスの概要及び介護保険料の仕組みについて説明を行った。	実施回数2回 参加者数30人	説明会1回 参加者数15人	今後は若年層に向けても説明を行い介護・介護保険に関しての理解を深めてもらう。
29	福祉サービス提供事業者への指導	性別役割分担意識を助長しないようにサービス提供事業者へ指導を行います。また、地域包括支援センターと連携し、宇城市介護保険サービス従事者連絡協議会専門部会などにおいて、利用者の尊厳を尊重したサービス提供に繋がるよう指導、助言を行います。	高齢介護課	有	市地域包括支援センターと連携し、市介護保険サービス従事者連絡協議会専門部会で利用者の尊厳を尊重したサービスの提供につながるような研修会を実施した。	総実施回数：8回 ・居宅部会4回 ・訪問部会1回 ・通所部会1回 ・合同部会2回	総実施回数：3回 ・居宅部会1回 ・訪問部会1回 ・通所部会1回 ※合同部会なし	研修会内容に「利用者の尊厳の尊重」を盛り込み、今後も継続実施する予定である。
30	健康教室での介護予防のための情報提供	65歳・75歳の節目に、健康講話を実施し、介護予防の取り組みの動機づけとします。また、介護保険係や地域包括支援センター、介護予防事業評価会議、サービス事業所などの会議へ出席し、介護予防プログラムの実施状況を確認し施策を検討します。	健康づくり推進課	有	○65歳の介護保険被保険者証交付対象者に対し、健診の受診勧奨や生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する情報を郵送し、介護予防につながるよう情報提供している。希望により個別相談に応じている。(75歳の節目には医療保険課で健康講話を実施している) ○介護予防事業評価会議に出席し、介護の状況をふまえ施策を検討している。	実施回数：12回(郵送)、 対象者：763人 個別相談者数：50人	実施回数：12回(郵送) 対象者(65歳)：872人 個別相談者数：50人	高齢期の生活習慣病予防が、介護予防や健康寿命の延伸と深くかかわることから、医療保険課、高齢介護課と連携し、切れ目ない健康づくりを継続していく。 本市の健康課題である高血圧予防を中心とし、健診の受診勧奨を継続していく。また引き続き個別相談の機会を設け対応していく。介護予防事業の施策については、本市の健康課題や地域の現状を情報共有し、効果的な施策への検討を継続して実施していく。
31	高齢者・障がい者生きがい対策事業	高齢者の健康と生きがいづくり、「元気」高齢者の育成、高齢者の福祉の増進を図るため、老人クラブなどを支援します。また、高齢者の生きがいの充実や高齢者の就労支援の促進を図ることを目的とするシルバー人材センターの事業を支援します。障がいのある人が自立し、社会参画しやすい環境支援を促進します。	高齢介護課	有	高齢者の生きがいづくりや福祉増進を図るため、老人クラブ運営補助金を交付し、市老人クラブの活動を支援した。また、高齢者の就労支援促進のため市シルバー人材センター運営補助金を交付し、同センターの就労支援活動を支援した。	市老人クラブ連合会補助金：8,669,000円 シルバー人材センター補助金：10,981,000円	市老人クラブ連合会補助金：7,452,000円 シルバー人材センター補助金：10,981,000円	今後も引き続き高齢者の生きがいづくりや健康増進のための活動支援を行っていく。
			社会福祉課	有	障がいのある人やそのご家族からの就労相談や地域で安心して暮らせるための一般相談の対応を宇城市障がい者自立支援センターで行った。相談形態は来所、電話、家庭訪問等。	就労相談：530件 一般相談：430件	就労相談：482件 一般相談：400件	
32	高齢者学級	健康など様々な分野の講座を開催し、「出会い」「触れ合い」「学び合い」「結びあい」を基本に、学級生の自己の向上、生活の向上を図り、生涯学習の推進やまちづくりに寄与することを目的として実施します。	文化スポーツ課	有	三角町5学級(三角、戸馳、大田尾、郡浦、大岳)、不知火町1学級、松橋町3学級(松橋、豊川、当尾・豊福)、小川町1学級、豊野町1学級において、開催した。	11学級 94講座 2,300人	11学級 103講座 2,531人	今後も男女平等意識を高めて健康づくり等、各種講座を開催し、自己の向上や地域の交流、まちづくりに寄与することを目指す。講座内容も趣向を凝らしアップデートさせ、新規学級生を増やす。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

施策の基本方向 2 子育てに関する支援の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
33	市主催行事における託児サービスの推進	育児中の参加者の利便性を図るため、託児サービスを市主催行事に設定するよう、関係各課に要請し、推進します。	人権啓発課 子ども未来課	有	人権啓発課 ・ママのための復職支援セミナー こどもセンター ・N Pプログラム（母親の子育て支援）	人権啓発課 ・2人 子ども未来課 ・35人（見込） ※利用者はほぼ女性	人権啓発課 ・6人 こどもセンター ・53人（見込） ※利用者はほぼ女性	本サービスの普及を図るために、趣旨の説明及び情報提供を随時行う。
34	保育所における多様な保育の実施	多様化する働き方に対応するため、それぞれの保育需要に応じて、延長保育・病後児保育・一時預かりなど多様な保育の充足を図ります。	子ども未来課	有	①延長保育、②病児・病後児保育、③休日保育、④一時預かり、⑤障がい児保育等を実施した。	実施保育園：①21園、②2園、③1園、④11園、⑤20園	実施保育園：①18園、②2園、③1園、④11園、⑤20園	今後も継続していくとともに、多様な保育サービスのニーズに対応していく。
35	放課後児童クラブ（学童保育）の拡充	育児と仕事を両立できるように、放課後児童クラブ（学童保育）を拡充するとともに、障がい児の受入体制を確立します。	子ども未来課	有	宇城市管内12小学校において、16カ所の学童保育所に対応している。保護者会運営9カ所、社会福祉法人運営5カ所、直営2カ所、障がい児の受入れについては、すべての学童保育所で取組んでいる。	障がい児受入体制となる学童保育所数：16カ所	障がい児受入体制となる学童保育所数：16カ所	各種研修会等に参加し、指導員の資質の向上を図り、今後も継続して取組んでいく。
36	ファミリーサポートセンター事業の充実	ファミリーサポートセンター業務について、令和5年度より市直営となり、こどもセンター内にて業務を行っている。事業を広く周知するとともに、共働き家庭などの子育て支援を充実します。また、緊急サポートセンター事業も取り込んだ形で拡充します。	こどもセンター	有	育児の支援を行いたい人（援助会員と）育児の支援を受けたい人（利用会員）とを会員として事業を実施中。会員状況（援助会員50人、利用会員158人、両方会員6人、実会員214人）	・研修：3回 ・会合（交流会）：1回 ・事前打ち合わせ：10回 ・相談：40件 ・説明会：25件 ・啓発活動：70件 ・活動（月平均11件）	研修：3回 会合（交流会）：1回 事前打ち合わせ：16回 相談：26件 説明会：36件 啓発活動：157件 活動（月平均10件）	令和5年度から市直営での運営を行っており、利用会員の増加は見られるも援助会員の登録者が少ない状態。今後はファミリーサポートセンター事業について周知し、援助会員の会員確保に取り組んでいく。
37	子育てひろば育児支援	就学前の乳幼児と保護者が集い、交流・育児情報交換、仲間づくりの場を提供することで、育児不安の解消を図り、育児支援を行うことを目的に、令和5年度から市で直営している「子育てひろば」として実施します。	こどもセンター	有	市HPや市役所ロビー・保健センターに子育てひろば通信を掲載し、事業を広く周知している。また、ひろばでの活動や交流を通して、育児不安や孤立等の解消に努めた。R5.5月から新型コロナウイルスが5類となり、今まで制限されていた人数制限も解除され、より多くの親子が利用できるようになった。7月から不知火支所2階に移転し、ひろばの活動を行っている。	月平均利用人数145人	月平均利用人数161人	平成27年度から支援センターと同様の子育て拠点事業を展開している。地域に根付いた特色のある活動を実施し、利用者の増に繋げる。
38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導	健診や育児相談、訪問指導などを実施し、年齢に応じた育児情報の提供を行い、親がゆとりをもって子育てできるよう支援します。保護者が安心して子育てできるよう、健診などでの個別相談を充実します。	健康づくり推進課	有	○乳幼児健診や健康・育児相談、訪問指導等を実施し、年齢に応じた育児情報の提供（資料・ホームページ・広報等）を行い、親がゆとりをもって子育てできるよう支援している。 ○保護者が安心して子育てできるよう、乳幼児健診等での個別相談・乳幼児訪問・電話相談等を実施し、地区担当保健師・管理栄養士を中心に対応している。 ○今年度から、母子・子育て支援アプリ『Uki星』を活用し、月齢に応じた情報をプッシュアップで提供した。	乳幼児健診受診率98.8% 健康相談数12回144人 育児相談数62回100人 母子訪問指導、電話相談数1,812件	乳幼児健診受診率99.1% 健康相談数11回242人 （5月を除く月1回） 育児相談数74回135人 母子訪問指導、電話相談数2,174件	安心して子育てができるように、乳幼児健診や育児相談、訪問指導等を実施し、年齢に応じた育児情報の提供を行い、地区担当保健師・管理栄養士を中心に今後も支援していく。母子・子育て支援アプリ『Uki星』を充実させ、子育ての不安の軽減を図っていく。
39	ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援	ひとり親（母子・父子）家庭の自立を目標に、児童扶養手当支給・医療費助成など経済的な支援を行います。また、広報やホームページなどを利用し、生活福祉資金貸付制度を周知するとともに、母子自立支援員を中心に、就職の斡旋・技能の習得を支援します。	子ども未来課	有	ひとり親（母子・父子）家庭の自立を目標に、児童扶養手当支給・医療費助成だけでなく職業訓練や支援制度等について市広報・ホームページに掲載し周知に努めた。また、国による「低所得の子育て世帯生活支援給付金事業（ひとり親世帯分）」、県独自の「熊本県ひとり親世帯への生活線特別給付金」の給付も行った。	・高等職業訓練自立支援教育訓練給付金利用者：3人 ・自立支援給付金利用者：2人	・高等職業訓練自立支援教育訓練給付金利用者：3人 ・自立支援給付金利用者：0人	児童扶養手当申請や現況届・医療費助成申請の際に就職・転職・資格取得相談等あった場合、制度説明等行い、今後もひとり親家庭の自立に向けて支援していく。
40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て支援センター・保育所・保健センターの各施設において、子育てに関する情報提供と相談に対応します。	子ども未来課 こどもセンター	有 有	市のホームページで子育てに関する情報提供をし、子育てガイドブックを窓口において配布を行った。 こどもセンター開設に伴い母子保健が一体的になった為、スムーズに子育てに関する相談事業の周知と情報提供を行うとともに、市のHPや母子・子育て支援アプリ『Uki星』を活用し、子育てに関する情報提供を行った。			ガイドブック・市広報・HP及び母子・子育て支援アプリ『Uki星』を活用し情報を発信する。（スマートフォンアプリ等による社会情勢に応じた情報発信を検討する。）また、子育て支援相談窓口の拡充や支援の必要な方にはサポートプランを作成し伴走型の支援を行うための体制整備を引き続き行う。

施策の基本方向 3 男女の仕事と生活の調和

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
41	育児・介護休業法の事業所への周知	市内事業所の会合、宇城市企業クラブ研修会などの機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めるとともに、育児・介護休業法に関するリーフレットや広報及びホームページなどで周知し、理解を図ります。	商工観光課	有	企業クラブ会員へのチラシ配布 企業クラブ行政との懇談会での議題の1つとし、参加者で議論を行った。	研修会 1回	チラシ配布 44部	引き続き、関係課と連携して、研修会等を開催する。チラシ配布、広報及びHPなどで周知、理解を図っていく。
42	男性のための料理教室	男性も自らの健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるよう、食生活改善推進員などと協力をしながら、自立支援と生活習慣病の予防を目的に、男性対象の料理講習を実施します。	健康づくり推進課	有	初心者コースとステップアップコースを設け、対象者に合わせた料理講習を食生活改善推進員と実施。さしより野菜・減塩レシピ、家庭で作りやすい料理、季節に合わせた料理など行った。 ○参加しやすい事業展開を行うため、初心者コースを小川会場、ステップアップコースを松橋・三角会場にて実施した。	実施回数 20回 参加者数 180人	実施回数 27回 参加者数 325人	今後も継続して実施し、さしより野菜等の実践をはじめ、食生活を通じた健康に対する意識高揚を図るとともに、男性の家事自立を支援し、男女共同参画の社会づくりの一翼を担っていく。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

施策の基本方向 4 男女共同参画に関する教育・学習の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
43	男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育を推進できるよう、校内研修などを通して教職員間の相互理解を図り、教育の中で積極的に男女共同参画意識を高める機会を設けます。	教育総務課	有	男女共同参画意識は、教職員、児童生徒間で共有できており、児童・生徒会役員や係活動などについて性別に関係なく選出し協力ができている。	男女混合名簿の導入 小学校12校 中学校5校	男女混合名簿の導入 小学校12校 中学校5校	男女平等、共同参画意識の向上に向け、発達段階ごとの教材研究を行い、男女共同参画の視点に立った教育を推進していく。
44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進	教職員や保護者が校内研修や授業参観時のミニ教育懇談会を通して、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画意識を高める取り組みを行います。	教育総務課	有	男女共同参画に関する視点を入れた研修を通して、教職員間で男女共同参画を学習し意識を高める取り組みを行った（8校は講話での研修実施）。	研修等実施 小学校12校 中学校5校	研修等実施 小学校12校 中学校5校	今後も、校内研修や各種保護者会時に男女共同参画についての学びを推進していく。
45	小中学校での人権学習への支援	小中学校で行われる人権学習の授業へ要望により宇城市地域人権教育指導員の講師派遣や人権DVDの貸与などで学校での人権学習への支援を行います。	生涯学習課	有	①夏休みに市内学童保育所へ出向き「子ども人権出前講座」実施。 ②小学3年生を対象に、人権学習の授業を実施。 ③学校からの要請により地域人権教育指導員が学校へ授業づくりの講師として対応。	①12学童施設、259人 ②1校、3年生対象 ③1校、5回	①6学童施設、168人 ②1校、3年生対象 ③1校、5回	人権教育主任会議等で人権教育の講師派遣や視聴覚教材の貸し出しの呼びかけを行う。今後も、継続して実施していく。

重点目標Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進

施策の基本方向 1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
46	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	市内事業所に対し、研修会や出前講座、広報・ポスターなどを利用して、男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知と職場での男女共同参画推進の理解を図ります。	商工観光課	有	企業クラブ会員へのチラシ配布	研修会 2回開催	チラシ配布 44部	引き続き、関係課と連携して、研修会等を開催する。チラシ配布、広報及びHPなどで周知、理解を図っていく。
			人権啓発課	有	企業クラブの総会を利用して事業紹介を行う中で、企業における人権・男女共同参画の推進に関する周知も行った。また、依頼があった事業所に対し出前講座を実施。今年度はパートナーシップ・フェスティバルのテーマが男性の育休取得促進を目的とするものであったため、企業を訪問し職場の研修として活用してもらうよう依頼も行った。	出前講座2回	出前講座2回	引き続き、男女共同参画推進の必要性を伝えられるよう、出前講座などの取組内容を改良しながら継続的に取り組んでいく。
47	男女共同参画推進事業者の表彰	男女共同参画の視点から、優良な取り組みを行う企業を表彰するとともに、企業の取り組みを紹介します。	人権啓発課	有	1件の応募があり審査の結果、優良事業者に該当したことから、パートナーシップ・フェスティバルで表彰を行った。また、市民に向けて、広報紙・ホームページで事業者の取り組み等を紹介した。	応募1件、表彰1件	応募1件、表彰1件	応募件数が増加するように事業所に対し働きかけを行ったり、必要によっては一般に幅広く募集できる企画を再検討する。
48	企業へのハラスメント防止のための啓発	市内事業所の会合などの機会を捉え、ハラスメント防止への理解を深め、事業所の従業員を対象にハラスメント研修を実施します。	商工観光課	有	企業クラブ会員へのチラシ配布	出前講座2回	チラシ配布 44部	引き続き、関係課と連携して、研修会等を開催する。チラシ配布、広報及びHPなどで周知、理解を図っていく。
			人権啓発課	無	昨年度は、企業クラブ会員研修会や事業所（個別）の管理職会議を利用して出前講座を実施したが、今年度は研修の機会がなく実施はできなかった。	出前講座2回	出前講座0回	市内事業所に必要性を伝え研修を行っていく。併せて研修会が困難な場合はDVD貸出事業の周知を図る。

施策の基本方向 2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
49	商工業・農林水産業における女性の登用促進	施策方針・決定の場へ女性の参画を推進するため、商工関係団体や農林水産関係団体などへの女性の積極的な登用を図ります。	農政課	有	宇城市農業振興地域整備促進協議会委員においては関係団体から選出しており、女性の積極的な推薦を依頼したが3/23人となっている。農業女性アドバイザーについては登録人数が少なくなり、推薦してもらうことはできなかった。人・農地プラン検討会については2/6人。	農振協議会:25人中女性5人 人・農地プラン検討委員会: 6人中女性2人	農振協議会:23人中女性3人 人・農地プラン検討委員会: 6人中女性2人	関係団体推薦としているため、3割を超えるよう極力女性の選出について協力いただくよう依頼していきます。
			商工観光課	無	宇城市後継者結婚対策推進委員会での女性委員の登用を行う予定であったが、令和6年8月で宇城市後継者結婚対策推進事業が終了したため実施しなかった。	委員14人のうち女性6人 42.9%		宇城市後継者結婚対策推進事業が終了し委員会もなくなり、今後の予定はない。
			農業委員会	有	・令和5年7月の改選に向けて改選前より1人でも多くの女性委員就任に向け、各方面への周知を行った。（改選前2名） ・くまもと農業委員会女性委員の会委員（3人）として、県域を越えた情報収集・意見交換等を行い、女性の視点から求められる活動のあり方や地域農業者等の期待に応える活動の前進に資するため、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会に参加した。	委員33人中女性委員2人	委員33人中女性委員3人	くまもと農業委員会女性委員の会委員として研修会等に積極的に参加し、農業委員会活動における資質向上に努める。
50	家族経営協定	女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、農休日の確保や報酬などの就業条件を整備した家族経営協定の締結を推進することで、女性の共同経営者としての地位を確立し、社会参画を支援します。また、各認定農業者組織でメリット（意義）をPRし、締結戸数の拡充を目指します。	農政課	有	認定農業者の新規・更新申請時において、「家族農業経営協定の」概要を説明し、新規締結の取組を支援した。	家族経営協定締結数：193戸 （三角41、不知火15、松橋54、小川69、豊野14）	家族経営協定締結数：188戸 （三角39、不知火15、松橋51、小川69、豊野14）	家族協定を補助金の対象条件としているものもあり、引き続き協定の推進を図ります。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
51	女性農業者への支援	女性農業者の地位向上・能力の活用に向けて、農業団体、女性組織などとの連携による推進体制を強化するとともに、農業経営者としての自覚や、経営活動への一層の参画促進のために、女性認定農業者の拡大を図ります。	農政課	有	市認定農業者協議会女性部において農産物の特産品について研修を実施し、認定農業者協議会支部にて女性部活動・研修会を実施した。また、農業女性アドバイザーについては県が実施している大会、研修会に参加し活動の拡大を図った。	女性部研修0回 (宇城市が主体となって実施している指標に変更)	女性部研修4回 (内訳) 本体1回 三角1回 松橋1回 (意見交換会) 小川1回	認定農業者協議会女性部活動を継続することで女性農業者の拡大、地位向上を図ります。

重点目標V 安心して生活できる環境づくり

施策の基本方向 1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施の有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和4年度	令和5年度	
52	市民の防災意識の向上	市民の防災意識向上のため、地域の消防団との連携を充実し、男女がともに参画した広報活動や防災啓発を推進します。また、地域との協力体制の中で、女性消防団員の特色を生かした活動を検討するとともに、女性部による車両広報活動や女性消防団員による救急救命訓練などを行います。加えて、宇城市消防団広報紙に女性部の活動を掲載し、加入促進を図ります。	防災消防課 各支所総合窓口課	有	【防災消防課】月に1度広報活動を行った。また、救急救命訓練を女性分団で実施し、防災訓練で市民向けにも行った。	広報活動 月1回	広報活動 月1回	さらなる特色を生かした活動を行っていきたい。
				無	【三角支所】女性消防団の統合により、三角女性部による活動を実施しなかった。			今後は、宇城市女性部消防団として活動を実施する。
				有	【不知火支所】女性消防団の統合により、不知火女性部による活動の実施はなかったが、不知火町民生委員児童委員協議会において、救急救命・AEDの使い方についての講習会を開催。	講習会：1回 参加者：26人 (男性7人・女性19人)	講習会：1回 参加者：24人 (男性11人・女性13人)	状況に応じて、必要な防火啓発活動や救急救命訓練を実施する。また、団員の加入促進は、消防団と連携し引き続き積極的に取り組む。
				無	【小川支所】女性消防団の統合により、小川女性部による活動を実施しなかった。			今後は、宇城市女性部消防団として活動を実施する。
				無	【豊野支所】女性消防団の統合により、豊野女性部による活動を実施しなかった。			
53	防犯灯整備事業	行政区における防犯灯の設置に対して補助金を交付し、自主防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全に寄与します。※市として防犯灯を維持(修繕)することにより、市内での犯罪防止を図ります。また、行政区の希望する箇所への新設に対し10割補助をします。(条件、上限あり)	防災消防課 各支所総合窓口課	有	【防災消防課】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	行政区補助：10基 修繕：1件	新設：7基 修繕：7件	市として防犯灯を維持(修繕)することにより、市内での犯罪防止を図る。また、行政区の希望する箇所への新設に対し10割補助をする。(条件、上限あり)
				有	【三角支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設：0基 修繕：250件	新設：1基 修繕：104件	
				有	【不知火支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設：3基 修繕：2件	新設：5基 修繕：0件	
				有	【小川支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設：12基 修繕：0基	新設：10基 修繕：0件	
				有	【豊野支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設：5基 修繕：1件	新設：16基 修繕：2件	
54	巡回パトロール	毎月1回、登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行い、防犯啓発に努めます。春・秋の交通安全週間に登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行い、防犯啓発に努めます。また、事件発生時には再発防止のため現場付近を中心に巡回します。 PTA防犯パトロール隊を育成し、活動時には青色パトロール車の貸出を行います。 ※宇城市やPTA・地区民会議等によるパトロール隊にて定期的に通学路を中心に青色パトロール車による巡回 ※交通安全運動期間・年末特別警戒等での巡回	防災消防課 各支所総合窓口課	有	【防災消防課】：春と秋の交通安全運動期間中に巡回	実施日数：15日 参加延べ人数：30人(男性23人、女性7人)	実施回数：20回 参加者：40人(男性40人、女性0人)	宇城市やPTA等によるパトロール隊にて定期的に通学路を中心に青色パトロール車による巡回や交通安全運動期間・年末特別警戒等での巡回により、防犯啓発に努める。 また、不審者事案発生時に巡回していく。
				有	【三角支所】PTA青色防犯パトロール隊：月1回程巡視活動を実施。市：春・秋の交通安全運動期間に6回。	実施回数：PTA8回、参加者延べ20人(男性7人、女性13人)市6回(男性10人)	実施回数：PTA8回、参加者延べ20人(男性7人、女性13人)市4回(女性4人)	
				有	【不知火支所】春と秋の交通安全運動期間中に巡回	実施回数：13回、参加者延べ：26人(男性13人女性2人)	実施回数：4回、参加者延べ：6人(男4人女性2人)	
				有	【小川支所】春と秋の交通安全運動期間中に巡回	実施回数：12回(男12、女12)	実施回数：4回、参加者延べ：4人(男性4人)	
				無	【豊野支所】PTAからの申請が無かった為、未実施	実施回数：7回、参加者(のべ人数)：男性：5人、女性：32人	実施回数：0回	
55	男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進	過去の災害における妊婦や子供、高齢者など様々な状況におかれた人への支援の課題を踏まえ、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進に取り組みます。□	人権啓発課	有	防災会議の委員に関しては、担当課から女性登用の向上を図るための相談を受け事前協議を実施。女性委員の登用率を8.3%から23.1%にあげることができた。防災計画の改定や避難所運営について、男女共同参画の視点に立った対策を担当課と協議。また、男女共同参画社会推進委員会では、昨年度に引き続き防災・復興分野への女性の参画推進の要望が行われた。	・要望書提出 1回 ・研修会 1回 (男女共同参画社会推進委員会自主勉強会)	・要望書提出 1回 ・研修会 0回	今後は、担当課と男女共同参画の視点による防災・復興に係る対策の必要性について、情報を共有し、計画やマニュアルの見直し、職員研修の実施や市民、地域自主防災組織等への啓発に努める。
				有	毎月1回、登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行い、防犯啓発に努めます。	生涯学習課	有	毎週1回程度、小中学生の下校時に防犯と交通安全を目的に青色防犯パトロールを実施している。毎月、青少年育成市民会議の各地区民会議で街頭指導を実施している。

宇城市男女共同参画計画 令和5年度実績報告

◎P11 NO. 1 「パートナーシップセミナー・出前講座」の詳細について

番号	日付	セミナー名	参加者数
①	1/25	女性人材リスト登録者等合同研修	25人
②	1/29	ママのための復職支援セミナー	9人

番号	日付	出前講座	内容	参加人数
①	5/12	松橋町民生委員児童委員連絡協議会	演題:「差別をなくすなかまたち」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:同和問題をはじめとする人権全般について	48人
②	7/12	豊野町民生委員児童委員連絡協議会	演題:「差別をなくすなかまたち」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:同和問題をはじめとする人権全般について	20人
③	7/29	キッズランドこころ(保育園)	演題:「差別をなくすなかまたち～こどもの人権を考える～」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:こどもの人権について	19人
④	9/6	宇城市民生委員児童委員連絡協議会 理事会	演題:「差別をなくすなかまたち」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:同和問題をはじめとする人権全般について	15人
⑤	10/12	小川町民生委員児童委員連絡協議会	演題:「差別をなくすなかまたち」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:同和問題をはじめとする人権全般について	36人
⑥	10/28	曲野福祉会	演題:「差別をなくすなかまたち」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:詩集「くじけないで」(柴田トヨ著)から	40人
⑦	11/14	宇城市社会福祉協議会	演題:「アンコンシャス・バイアスについて」 講師:人権啓発課 職員 内容:DVD「アンコンシャス・バイアスをなくそう」視聴等	30人
⑧	12/15	市議会議員研修	演題:「宇城市の現状についてとアンコンシャス・バイアスをなくそう」 講師:人権啓発課 職員 内容:DVD「アンコンシャス・バイアスをなくそう」視聴等	22人
⑨	1/10	三角町民生委員児童委員連絡協議会	演題:「差別をなくすなかまたち」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:同和問題をはじめとする人権全般について	32人
⑩	2/13	不知火町民生委員児童委員連絡協議会	演題:「差別をなくすなかまたち」 講師:岡 早百合さん(宇城市豊野町コミュニティセンター指導員) 内容:同和問題をはじめとする人権全般について	28人

< 資 料 >

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第10条—第20条)

第3章 宇城市男女共同参画審議会(第21条—第27条)

第4章 雑則(第28条)

附則

【前文】

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題とされている。

本市においては、男女共同参画を市行政の重要施策と位置付け、パートナーシップをテーマとした啓発事業や行動計画策定などさまざまな取組を進めてきた。しかしながら、男女の固定的な性別役割分担の意識は依然として存在しており、本市が目指す将来都市像「未来に輝くフロンティアシティ・宇城」の実現には、まだ多くの課題が残されている。

このような状況にかんがみ、本市が将来にわたり発展していくためには、市民一人一人が男女共同参画社会の必要性を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが必要である。

そこで、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、“女ひとと男ひとで築く、やさしく住みよいまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に居住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的、経済的又は社会的等の苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の

下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、地域及び職場における活動その他の活動を行うことができるようにすること。

- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
 - (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
 - (7) 市、市民及び事業者の協働 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働により行われること。
- (実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われ、職場や地域など社会における活動と両立できる家庭
 - イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
 - ウ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族がお互いの人権を尊重し合う家庭
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できる職場
 - イ 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、ゆとりをもって家庭生活と職業生活が両立できる職場
 - ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進され、進学や就職に関し性別にとらわれることなく、多様な選択ができるような進路指導が行われる学校
 - イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
 - ウ 教職員等の研修が実施され、男女共同参画社会の形成が促進される学校
 - エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
- (4) 地域社会において実現すべき姿
 - ア 性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
 - イ 男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かに安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図り、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努め、男女が対等に事業活動に参画する機会を確保するとともに、その事業に従事する者の職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第12条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(商工業、農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第13条 市は、商工業、農林水産業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないよう配慮し、男女が共に政策や方針の立案及び決定に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施する市民及び団体の活動を支援するための拠点施設の設置等必要な措置に努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第18条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、宇城市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、国の男女共同参画週間に合わせ6月23日から1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情の処理等)

第19条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情又は相談の申出があった場合は、その処理のため必要があると認めるときは、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 宇城市男女共同参画審議会

(設置)

第21条 男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査審議するため、宇城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 第10条に規定する男女共同参画計画策定等に関する事項
- (2) 第19条の苦情等の対応に関する事項
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項

(組織等)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者及びその他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会)

第25条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門部会)

第26条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宇城市男女共同参画推進条例(平成19年宇城市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第19条第1項に規定する苦情(以下「苦情」という。)を申し出ようとする者(以下「申出者」という。)は、苦情申出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(苦情の処理)

第3条 市長は、苦情を処理したときは、苦情の申出に対する回答書(様式第2号)により、その結果を申出者に通知するものとする。

2 市長は、苦情の処理において必要と認めるときは、申出に係る施策を行う市の機関に対し、関係資料の提出又は説明を求めることができる。

(処理しない申出)

第4条 市長は、次のいずれかに該当する申出については、処理しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行った事項
- (4) 苦情の申出に係る処理の結果に関する事項
- (5) この制度の趣旨から受け付けることが適当でない認められる事項

(審議会委員の公募)

第5条 条例第21条に規定する宇城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員を選定しようとするときは、市民の中から2人を公募の方法により選任するよう努めるものとする。

(専門部会)

第6条 条例第26条に規定する専門部会は、審議会が必要とする専門的な事項について調査研究し、その結果を審議会に報告しなければならない。

2 専門部会は、委員5人以内で組織し、前項に規定する任務が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

○宇城市男女共同参画社会推進委員会条例

平成20年3月17日

条例第10号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する総合的な推進に資するため、宇城市男女共同参画社会推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の啓発とその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 男女共同参画社会推進のための基本計画改定に関すること。
- (4) 男女共同参画社会施策について必要に応じて市長に意見を述べること。
- (5) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 推進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 4 部会は、会長が指名する委員をもって組織し、会長が招集する。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、総務部人権啓発課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 宇城市における男女共同参画社会に関する総合的な施策の推進を図るため、宇城市男女共同参画庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置することとし、この訓令はその設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する関係部局相互間の連絡、調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織)

第3条 庁内推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長を、副会長は総務部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 庁内推進会議に、第2条各号に掲げる事項について調査及び研究をさせるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、市職員のうちから会長が任命する。
- 3 専門部会に部会長その他必要な職員をおくことができる。

(庶務)

第8条 庁内推進会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月21日から施行する。

附 則(平成17年9月27日訓令第48号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年5月22日訓令第16号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年7月20日訓令第20号)

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月27日訓令第5号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第4号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和4年3月28日訓令第4号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和5年3月28日訓令第4号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宇城市審議会等の設置等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定めがある場合を除き、審議会等の設置等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、法令の規定により設置された附属機関及び市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等をいう。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 行政の簡素化・効率化及び行政責任の明確化の観点から、真に必要な場合に設置すること。
- (2) 審議会等の委員の数は20人以内とすること。ただし、法令に定めがある場合その他特別な事情がある場合を除く。
- (3) 設置目的の達成時期が明らかであるものについては、設置条例等に廃止期日を明示すること。

(審議会等の委員の選任)

第4条 審議会等の委員を選任するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 職員を委員に選任しないこと。ただし、法令に定めがある場合又は審議会等の性質等に照らしやむを得ない場合を除く。
- (2) 同一人物を10以上の審議会等の委員に選任しないこと。
- (3) 委員を関係団体から選任する場合は、当該団体の長に限らず、広く構成員の中から選任できるよう関係団体と協議を行うこと。
- (4) 一の審議会等の委員に同一人物を8年を超えて継続して選任しないこと。ただし、任期の途中において達する場合を除く。
- (5) 法令で選任される委員の職が既定されている場合を除き、審議会等の委員における男女それぞれの数が概ね同数となるようあらかじめ人権啓発課長に意見を聞くこと。

2 審議会等の委員の一部を公募するに当たっては、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 審議会等の設置目的、募集人員、任期、応募資格、選考方法、問合せ先等を明らかにした上で、広報紙、市ホームページ等を通じて広く市民に周知することにより行うこと。
- (2) 選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、その内容について、公正な選考を行うこと。
- (3) 審議会等の所管課は、公募による委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知すること。

3 委員に選任しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。

- (1) 審議会等の審議、調査等の内容に密接な関連を有する団体の代表者又はこれに準ずる

と認められる者であって、実質的な審議、調査等を行う上で欠くことのできないとき。

(2) 審議会等の審議、調査等の内容に不可欠かつ卓越した専門的知識又は経験を有していること等により、他の者に替えることができないとき。

4 所管課長等は、委員に選任しようとする者の他の審議会等委員への選任状況について、総務課長に確認するものとする。

5 所管課長等は、委員の選任又は改選を行った場合は、総務課長に報告するものとする。
(その他)

第5条 この指針に定めるもののほか、審議会等の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン

平成27年5月26日

1 目的

このガイドラインは、宇城市男女共同参画計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とする。

2 対象

このガイドラインにおいて、「審議会等」とは、宇城市審議会等の設置等に関する指針第2条に掲げるものをいう。

3 目標

審議会等委員における女性委員の割合を30%以上とする。

4 人権啓発課長への事前協議

- (1) 所管課長は、審議会等委員の委嘱等を行おうとする日から起算して2ヶ月前までに、女性委員の登用につき、人権啓発課長に事前協議の申出をするものとする。この場合において、事前協議の申出は、「審議会等委員への女性の登用促進に係る事前協議書」（様式第1号）により行うものとする。
- (2) (1)の申出があった場合、人権啓発課長は、所管課長に対し、女性の人材に関する情報の提供や助言を行うものとする。
- (3) 所管課長は、(2)の情報及び助言を参考にして、審議会等委員にできるだけ女性を登用するよう努めるものとする。
- (4) 所管課長は、審議会等委員を選任したときは、速やかに人権啓発課長に「審議会等委員への女性の登用促進に係る報告書」（様式第2号）を提出するものとする。
- (5) このガイドラインに基づく事前協議を経た場合においては、所管課長は、審議会等委員の選任の伺いに「人権啓発課長事前協議済み」と記載し、事前協議書の写しを添付するものとする。

5 取り組みの方向性について

所管課長は、女性の登用が進まない原因に応じて、それぞれ次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

- (1) 特定の役職に就いていることを委員就任の要件としていることが要因である場合
団体又は機関の長、役員等に女性が少ない現状では、長、役員等の特定の役職を指定することは、事実上女性の登用促進を妨げる結果となることから、委員構成、職、定数の見直し等、女性の登用の余地のある他の方法に改めること。
- (2) 推薦団体から女性が推薦されないことが要因である場合

- ア 団体推薦の対象としている関係団体に対し、団体の長や役員といった役職に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう要請すること。
 - イ 長、役員等に限定した推薦依頼は、極力避けること。
 - ウ 女性の構成員が少ない、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合は、推薦団体に女性の多い団体を加えるなど、女性が推薦されやすい工夫をすること。
- (3) 必要とする職種又は専門分野に女性が少ないために女性の登用が進まない場合
- ア 特定の職種、専門的分野からの選任が必要なものについては、狭義の専門領域に限定せず、関連領域にまで広げるとともに、肩書きや特定の職種にこだわらず、広く人材を求めるようにすること。
 - イ 委員の区分を学識経験者に限定せず、審議に生活者、消費者等の視点を取り入れていくという観点から、従来の委員の区分に生活者、消費者等の区分を設けるなど、女性が登用されやすい条件づくりを行うこと。
 - ウ 前任委員から女性の適任者の推薦を受けたり、関係者に女性の候補者について問い合わせる等、常に女性の専門家を見出すよう努めること。
- (4) やむを得ない事由により、前各号の取り組みを行うことが困難な場合においては、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性を登用するための工夫を行うものとする。

6 女性人材リストの整備及び提供

人権啓発課長は、審議会等委員への女性の登用促進を図るため、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストとして整備するとともに、所管課長の求めに応じ、提供するものとする。

宇城市男女共同参画推進事業者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇城市男女共同参画計画に掲げる基本理念“女(ひと)と男(ひと)で築く、やさしく住みよいまちづくり”を推進するために、積極的に男女共同参画社会づくりに取り組む事業者及び団体(以下「事業者等」という。)を表彰し、もって男女共同参画社会づくりに関する市民及び他の事業者等の関心と意欲を高めることにより、本市における男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象となるものは、男女共同参画の推進に関した次のいずれかに該当する取組を積極的に行っている事業者等とする。

- (1) 女性の能力活用や職域拡大のための取組
- (2) 仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するため取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取組

(応募又は推薦)

第3条 表彰する事業者等は、自らの応募又は第三者から推薦されたものの中からとする。

2 前項の応募及び推薦は、宇城市男女共同参画推進事業者等表彰応募書(別記様式)により行うものとする。

(選考の方法)

第4条 市長は、事業者等から提出された応募書に基づき、選考委員会の選考を経て、被表彰者を決定する。

(組織)

第5条 選考委員は、副市長、総務部長及び男女共同参画社会推進委員会長をもって組織する。

(表彰の方法)

第6条 市長は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を授与する。

(公表)

第7条 市長は、被表彰者について、広報への掲載その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

宇城市女性人材リスト登録事業実施要項

(趣旨)

- 1 この要項は、市内の各分野で活躍している女性を、宇城市女性人材リスト（以下「リスト」という。）に登録するとともに、登録された女性に対し、政策・方針決定の場である各種審議会等をはじめ、市が実施する諸活動へ参画する機会を提供する女性人材リスト登録事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 2 この事業の実施主体は宇城市（以下「市」という。）とする。

(登録対象者)

- 3 リストの登録対象者は、20歳以上の女性で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 市に現住所を有し、市政に関心があり、社会活動や地域の発展に熱意を持って貢献できる者
 - (2) 仕事、研究、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある者又は有識者若しくは有資格者

(登録方法)

- 4 広い分野から人材を起用することを基本とし、本人あてに「宇城市女性人材リスト登録票」（別記1号様式）を送付し、登録について了解が得られた者を登録する。

(登録の期間)

- 5 リストの登録期間は、登録した日から、登録者から登録の抹消の申出があった日までとする。

(情報の管理)

- 6 リストに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。
 - (1) リストに登録した個人情報、プライバシー保護に十分配慮し、宇城市個人情報保護条例（平成19年条例第35号）の規定に基づき管理する。
 - (2) 市は、必要に応じ、リスト登録者の現況を調査するものとする。
 - (3) リストの管理者は、総務部人権啓発課長（以下「管理者」という。）とする。

(情報の提供)

- 7 リストの利用を希望する者は、管理者に対し利用申出書（別記第2号様式）により申し出ることとし、次のいずれかに該当する場合に限り、その利用を認める。
 - (1) 国、県又は市町村において、各種審議会、委員会等の委員の人選をするとき。
 - (2) 国、県又は市町村において、研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。
 - (3) 市の諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。
 - (4) その他市が必要と認めるとき。

(不適格者の取扱い)

- 8 次の各号のいずれかに該当するものはリストから外す。
 - (1) リスト登録を営利目的に利用する者
 - (2) リスト登録を政治活動・宗教活動に利用する者
 - (3) その他市がリスト登録者としてふさわしくないと認めた者

附 則

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

要 望 書

人口減少や少子高齢化、家族や地域社会の多様化、経済や情報のグローバル化など社会が急速に変化する中、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の力は不可欠です。

すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される、持続的な社会の実現のため、次の6点について要望します。

- 1 防災・復興の分野において、女性の感性や視点を活かす「女性力」の活用に取り組み、男女がバランスよく配置され、災害に強いまちづくりへの女性の参画を推進すること。
- 2 地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を推進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進に取り組むこと。
- 3 充実した生活を送るためには「仕事」と「生活」のバランスを保つことが必要であるため、ワーク・ライフ・バランスを広く周知し、必要な環境・体制を整えること。特に推進主体である行政分野において、働き方改革を行い、環境・体制の整備を促進すること。
- 4 政策、方針決定過程への女性の参画については、女性が活躍できる環境や制度の整備、また、管理及び指導的立場への登用を地域や事業所へ働きかけること。特に、推進主体である行政分野においては、性別にかかわらず人材を育成し、女性職員の管理職登用を推進すること。
- 5 男女共同参画の意義について理解を促進し、固定的性別役割分担意識など無意識の偏見にとらわれず、誰もが安心して個性と能力を発揮できるよう意識啓発や環境整備を行うこと。
- 6 生涯を通じての市民への健康支援を行うとともに、性の尊重と個人としての尊厳への理解を求めていくこと。また、あらゆる暴力(DV・セクハラ・ストーカー等)は犯罪につながる人権侵害であり、子どもから高齢者まで一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりのため、暴力根絶のための予防と対策を講じること。

2024年(令和6年)1月16日

宇城市男女共同参画社会推進委員会

会 長 森川 公子

宇城市議会議長 溝見 友一 様

要 望 書

人口減少や少子高齢化、家族や地域社会の多様化、経済や情報のグローバル化など社会が急速に変化する中、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の力は不可欠です。

すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される、持続的な社会の実現のため、次の6点について要望します。

- 1 防災・復興の分野において、女性の感性や視点を活かす「女性力」の活用に取り組み、男女がバランスよく配置され、災害に強いまちづくりへの女性の参画を推進すること。
- 2 市議会議員への男女共同参画研修会を引き続き実施していくこと。
- 3 地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を推進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進に取り組むこと。
- 4 充実した生活を送るためには「仕事」と「生活」のバランスを保つことが必要であるため、ワーク・ライフ・バランスを広く周知し、働き方改革を行い、環境・体制の整備を促進すること。
- 5 男女共同参画の意義について理解を促進し、固定的性別役割分担意識など無意識の偏見にとらわれず、誰もが安心して個性と能力を発揮できるよう意識啓発や環境整備を行うこと。
- 6 生涯を通じての市民への健康支援を行うとともに、性の尊重と個人としての尊厳への理解を求めていくこと。また、あらゆる暴力(DV・セクハラ・ストーカー等)は犯罪につながる人権侵害であり、子どもから高齢者まで一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりのため、暴力根絶のための予防と対策を講じること。

2024年(令和6年)1月16日

宇城市男女共同参画社会推進委員会

会 長 森川 公子

事務連絡
令和5年12月15日

部（局）長・支所長各位

総務部長

審議会・委員会等への女性登用の促進について（依頼）

市では、宇城市男女共同参画計画及び宇城市審議会等の設置等に関する指針に基づきガイドラインを作成し、審議会等委員における女性委員の割合を30%以上にすることを目標に取り組んでいます。

平成18年の第1次宇城市男女共同参画計画策定以降、各種の事業を推進してまいりました。しかし、審議会等委員における女性委員の割合は、充て職による委員が多数を占める等の理由があると考えられますが、いまだに20%台にとどまっております。

つきましては、所管の審議会等への委員推薦を団体に依頼する際に、女性登用を念頭に置いた推薦を行っていただくよう、再度、下記項目について団体に働きかけをお願いします。

また、審議会等委員の委嘱等を行なう場合は「審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン」の規定により、所管課長におかれましては、必ず2箇月前までに事前協議書を人権啓発課長に提出していただき、女性委員登用の促進に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。
- 2 推薦に当たっては、代表者や長に限定せず、当該団体に在籍する女性の中からの推薦を検討するよう依頼する。

※女性委員の候補者名簿として「女性人材リスト登録者」を宇城市BeMatのネットフォルダに掲載しています。委員等の選出の際にご活用ください。

【問い合わせ先】
総務部人権啓発課
廣岡・久野
(内線1234)

広報うき掲載記事

(パートナーシップ通信 2023年4月~2024年3月)



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

～「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり～ を目指して
男女共同参画社会推進委員会が要望書を提出



守田市長へ要望書を提出する森川会長(左)

3月8日は「国際女性デー」です。国際婦人年である1975年3月8日に国連で提唱され、1977年の国連総会で議決されました。

市では国際女性デーのこの日、市男女共同参画社会推進委員会が、守田憲史市長と溝見友一議長へ、男女共同参画社会の推進を求める要望書を提出しました。

今年度、要望を受けた市議会は、男女共同参画

推進研修会を開催。市内企業クラブでも、総会や研修会でワーク・ライフ・バランスの推進、ハラースメント防止セミナーが行われました。

「私と男女共同参画活動」

市男女共同参画社会推進委員会 森川 公子 会長

私が信念を持って生きる姿を学んだのは今から65年前。「人形のように床の間に飾られるだけの女になるな。かと言って雑巾のように使い捨てにされる女にもなるな。」という高3の担任の先生の言葉です。

女性の立場が弱かった当時、「自立」して生きることの大事さを教わりました。この言葉が私の人生の指針となり、現在があるように思います。

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



ひるみち
 本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



**ミナマタに育った
 教師の話**

前編

小・中・高校生を対象とした宇城市のふれ愛学習会は、1年おきに水俣市に出かけています。子どもたちは公害を引き起こした、チツソ工場(※チツソ(株)、以下チツソ)の排水口跡や患者が多発した集落を歩き、水俣病差別を通して人権を学びます。

現地講師として子どもたちを案内してくれるのは梅田卓治さん。水俣市の小学校に勤める教師で、長年患者さんたちと共に差別の解消に取り組んできました。加害企業であるチツソに勤めていたお父さんのことや子ども時代に起こした自分の差別事件。現地学習に参加する中学生の事前学習のために宇城市に来て、「自分と水俣病差別」について話してくれました。

「原因の水銀を垂れ流したチツソの責任は明らかで、そこで働いていた父に責任がないとは言わないけれど、色んな立場の人たちがいたことを知ってほしい」。チツソに勤めながら定時制高校に通っていたお父さんの育った環境、そこで働く

人たちの印象深い記憶が語られます。

「水俣では患者交流を学校で行っていて、その子どもの感想から思うことがあります。『前向きに生きていてすごい、自分も前向きになりたい』という内容です。気持ちは大切ですが、そこに『なぜ前向きになったのか、自分も前向きに生きるためにはどうしたらいいのか』という先が書かれていない。

そんな時はもっと深く患者さんの声や思いを伝えるようにしています。患者さんが前向きになれたのは、『水俣病になったのは自分が悪いわけではない』『水俣病になったのは恥ずかしいことではない』『水俣病について学んだことで、自分と向き合い受け入れることができた』など、理由があります。

苦しいことを共有したり相談できる仲間ができたから、向き合えるような学習と本音を語る家族や仲間がいたから。そういった患者さんの体験を通して、心の持ち方や価値観を学ぶことが患者から学ぶ、深く学ぶということです。」

(次号に続く)



人権啓発課

☎ 32-1708 FAX 32-0110

✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

「キャリアもライフも」楽しもう

今回は、内閣府発行の月刊総合情報誌「共同参画」に掲載された男女共同参画推進連携会議議長アキレス美知子さんの寄稿文の一部を紹介します。



女性版骨太方針2022では、女性の経済的自立が大きな柱となっています。(中略)加えて、男性の家庭・地域における活躍も初めて柱の一つに位置付けられました。法制的後押しもあり、男性も育休を取るのが当たり前の風潮が生まれつつあります。女性も男性も家事・育児を担い、やりがいのある仕事を通してキャリアを築いていくことが可能な時代になりました。

夫と私は男女ではなく、それぞれ何が得意かで家事を分担してきました。例えば私の担当は

料理、夫は掃除と洗濯です。(中略)キャリアアップする時期と重なり時間に追われる日々でしたが、かけがえのない楽しい思い出がたくさんできました。家事や育児は負担ではなく、一緒にやれば生産的でとても楽しいものです。

私のモットーは「キャリアもライフも楽しむ」。女性も男性も「キャリア」か「ライフ」か、どちらかを選ぶのではなくどちらも追っかけましょう。それは人生において価値あるチャレンジであり、その先に豊かな未来が待っています。

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



ひるみち
本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



ミナマタに育った 教師の話

後編

案内してくれる梅田卓治^{たくじ}さん自身が中学時代に起こしたという事件を中学生に語ります。

「小学校には患者さんが身内にいる生徒も通っていました。水俣病の授業をしっかりと受けた記憶はありません。中学3年の陸上競技大会の時です。400メートルで、最後尾の生徒がふらふらになってゴールを目指していました。その生徒に向かって僕たちの応援席から、『水俣病が走るとる』という声が上がったんです。それを聞いて、僕はたしなめるどころか一緒に笑ってしまいました。翌日その生徒の中学校から電話が入りました。泣きながら指導される先生の姿に本当に情けないと思いました。こうやって皆さんに話をするようになった根底にこの事件の経験があります。

僕の価値観や考え方は水俣で生まれ育ったからこそできているものです。他の地域より優れているとかではなく、僕という人間をつくってくれたオンラインワン、唯一の場所という感謝が

誇りです。そういう気持ちで水俣で育つ子どもたちに持たせることが大事だと思っています。」

宇城地区でも中学生が水俣の生徒に差別発言をした事件がありました。2010年サッカー大会でのことです。それに触れ、最後に梅田さんは患者さんたちの思いを伝えます。

「患者さんは差別発言をした子どもに会いたがった。それは発言した子が悪いのではなく、人権や差別に関する教育をしていない大人の責任と伝えたかったから。差別発言をした側が大変なことをしたと右往左往せず、どこが足りなかったのかと考えるきっかけにしてほしかった。反省はしても、差別発言をした責任を背負い込む必要はなかったと言っていました。」

2月、市役所ロビーに宇城市の5年生の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」参加作品が展示されました。子どもたちは学んできましたことを丁寧にまとめていましたね。学習を通して、知識で終わるのでなく、「自分に向き合う」。梅田さんの語る、そんな深い学びが全ての学校で目指せるといいですね。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

男女共同参画推進事業者を募集します

男女が共に参画できる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者や団体を表彰します。



対象 次のいずれかに該当する市内の事業者

- 女性の能力活用・職域拡大など職場で積極的に男女共同参画を推進している
- 従業員などの仕事と家庭の両立を支援するために独自の制度を設けている
- 男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組み、他の模範となる事業者

応募方法 応募用紙に取り組み内容が分かる資料を添付し、人権啓発課に提出

募集期限 7月10日(月)

※表彰事業者は、広報紙などで取り組み内容を紹介します。



令和5年度男女共同参画週間

「無くそう思い込み、守ろう個性
 みんなでつくる、みんなの未来。」



6月23日～29日は、誰もが個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指し取り組む男女共同参画週間です。

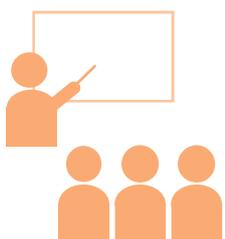
市では男女共同参画やLGBTQ(性的少数者)への理解を深めるためにパネル展を実施します。

啓発パネル展

期間 6月23日(金)～29日(木)
場所 市役所本庁1階ロビー

職場や地域で 人権について学びましょう

人権出前講座



人権と男女共同参画社会についての知識や理解を深め、暮らしの中に人権の輪を広げていくために、講座を希望する事業所や地域へ、人権啓発課職員などが講師として出向きます。

対象 市内の事業所、地域の団体・グループの研修会など

内容 部落差別、企業における人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権、女性の人権、ワーク・ライフ・バランス、セクハラ・パワハラなど

日時 原則、平日の9時～17時までの間、1時間程度

費用 不要 ※その他、応相談。

人権・男女共同参画啓発 DVD の貸し出し

市では、全ての市民が心豊かに暮らすために、男女がお互いの人権を尊重し合い、差別のない社会を目指しています。個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するために、皆が理解を深められるよう啓発 DVD を無料で貸し出しています。個人にも貸し出しできます。



貸出点数 2点以内 **貸出期間** 14日以内

貸出・返却場所 人権啓発課

持参物 本人確認ができるもの

人権出前講座



DVD 貸し出し



詳しくはこちら
 市 HP ▶

※「みんなで学ぼうじんけん」は隔月掲載となりました。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

男女の視点で魅力あるまちづくり



市民の立場から施策決定や策定に意見することができる市の審議会・委員会。その中では、多様化している住民や地域のニーズに合わせ、女性の視点や意見が求められています。まだまだ女性の委員は少ないのが現状です。現在、市の審議会などでの女性委員の割合は22.9%。まずは県が掲げる重点目標、指標30%の達成に向け、女性登用の拡大を進めています。

同時に、こうした場に積極的に参画し、発言できる人材の発掘と養成を目指すため、女性人材リ

ストの拡充や登録者を対象とした研修会を行っています。

■ あなたの能力を生かしてみませんか 女性人材リスト登録者募集

市では、市内で活躍する女性を登録し、市が実施する講座や研修会の講師、審議会や委員候補として推薦しています。市の施策や事業で力を発揮してみませんか。

市 HP



対象 市在住の20歳以上で、次に該当する女性

- 市政に関心があり、社会活動や地域の発展に熱意を持って貢献できる人
- 仕事、研究、芸術、スポーツなどのあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある人、または有識(資格)者

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



ひるみち
 本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



修学旅行、 行ってきました！

「誕生の数時間後に医師からダウン症の疑いを告げられ、母ちゃんショックで三日三晩泣き明かす。四日目の朝、どん底からスツと抜け出し、母になることを(一旦)引き受ける」で始まる通信の、「中2の修学旅行での出来事」に心が和みます。

「楽しかった！」と無事に帰ってきました。ポケットには、持たせていないトイストーリーのティッシュと使い捨てカイロ。出発前に同じ班のH君と会って、「息子の世話ばかりにならず、みんなもしっかり楽しんで。困ったら大人を頼ってね」と伝えたら、H君は「はい」と返事をした後、「寝るときとか気

広報紙を読んで訪ねて来られたお母さんと出会って4年がたちました。そのお母さんから手作りの通信を頂きました。当時小学生だった息子さんは今年中学3年生。小3の時にそれまで在籍していた特別支援学級から通常学級へ。そして現在、来春の高校受験を目指しています。

「動物が大好き」という彼は、その想いがかないような高校を探しています。98%の進学率に高校義務化が語られる時代ですが、定数割れであっても入学はかなわない当事者の厳しい現実があります。「みんなと同じように学びたい」という気持ちはどの子も持っている、当たり前前の願いなのです。

を付けることはありますか」と私に尋ねました。ジーンときましました。日々の関わりが、仲間に対するケアにつながるのだろうと実感しました。

国連の障害者権利条約は「障害のある人の人権や自由を守ることを定めています。昨夏、2014年に批准した日本政府がこれまでどんな取り組みをしてきたのか、国連の権利委員会による初めての審査が行われました。

委員会は「通常」の学級で学べない子がいることを問題視。「子どもの頃の分離教育が成人後の施設収容を促すことになる」と述べ、「障害」のある子もいない子も共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する行動計画を作ることを日本政府に強く求めました。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

新たな生活様式・働き方を 全ての人の活躍につなげるために ~男女共同参画白書から~



内閣府が作成しているこの白書では、1日の時間の使い方や雇用形態、労働時間、育児休業の利用状況など、さまざまな切り口で社会の現状を捉え、家事・育児などの無償労働時間が女性に、仕事などの有償労働時間が男性に偏っている実態を示し、課題を指摘しています。

課題 一 男女間賃金格差 一

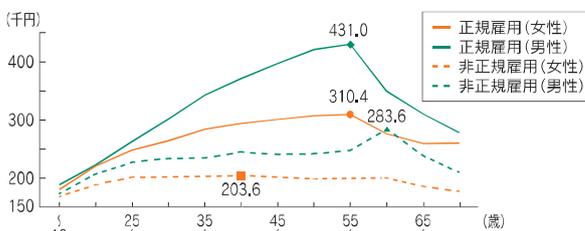
女性の賃金は男性の約8割にとどまり、諸外国と比べ大きな格差があります。その要因の一つが職階や職責の男女差。雇用形態別に見ると、男性の割合が大きい正社員と、女性の割合が大きい非正社員の間で給与差があることに加え、同じ雇用形態でも男女間に給与差があり、その差は年齢とともに上昇しています(右図)。この格差は、男性の就労を促進する一方で、女性の技能形成・キャ

リア形成を阻害し、性別役割分担を後押しする恐れがあります。

このほか白書では、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会「令和モデル」の実現に向けて課題を考察しています。

皆さんも白書を基に、これからの社会に必要なことを一緒に考えてみませんか。

所定内給与額(雇用形態別・年齢階級別) 令和4(2022)年



※厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」より作成

イベント開催

in 宇城小川

地域の歴史を再発見！町家探訪ツアー



若城金物店

塩屋御膳

国登録有形文化財の新麴屋、塩屋、若城金物店を巡り、まち歩きをします。

日時 8月13日(日) 9時~11時30分

場所 小川町商店街

参加費 500円(建物維持修繕協力金含む)

※中学生以下無料

対象 小学生以上 定員 30人

申込方法 氏名、参加人数、電話番号を、メールまたは電話

申込期限 8月11日(金) 18時

※希望者には塩屋御膳の昼食付き(事前予約制、別途1,000円)

☎ 坂田 ☎090-9725-5715

✉ info@kite-ogawa.org

風の館 塩屋 Instagram



郷土資料館

企画展準備のため 臨時休館します

日程 8月14日(日)~9月4日(日)

引き継がれる思い
 登録有形文化財の一つ「旧岩崎家住宅(塩屋)」は、小川町在住の女性グループ「風の会」によって平成13年に「風の館塩屋」として開館。以来、約20年に渡り文化交流拠点、また、憩いの場として親しまれてきました。しかし、コロナ禍や団体の高齢化から塩屋の管理が困難に。そこで、以前から商店街で活動していた大池早代さん、川村侑未さん、坂田純一さんの3人が(二社)kiteを設立。令和



「魅力的な町家を活用して、地域の歴史や文化をみんなで楽しむ雰囲気を作っていきたいです」

4年から塩屋の新しい運営管理者となり、レンタルスペースとしての貸し出しやイベントの開催などを行っています。
 江戸時代の風を感じることで、出掛ける小川宿。散歩がてら、出掛けてみませんか。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

令和5年度宇城市パートナーシップ・フェスティバル開催

毎年、男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として開催しているパートナーシップ・フェスティバル。

今年度は「思い込みや偏見はありませんか～あなたの生き方が新しい明日をつくる」を大会テーマに掲げ、男性の家事・育児の推進や育休取得促進など、これからの新しい社会を一緒に考え、学ぶ一つの機会として開催します。

日時 9月9日① 13時30分～15時
 場所 ウイングまつばせ 文化ホール
 ※入場無料
 ※手話通訳サービスあり

私たち松橋高校DX部が
 ポスターやチラシ、啓発パ
 ネルを制作しました。



基調講演 「笑っている父親
 が地域を変え、
 社会を変える」
講師 NPO 法人ファザーリング・
 ジャパン九州 共同代表理事
 森島 孝 さん



市 HP

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



ひろみち
 本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた
 経験などから「じんけん」の今をお伝えします



山の中の海軍

戦争当時6000人に及ぶ飛行予科練生がここで学び、末期になると、神風特攻隊の疎開訓練場所にもなりました。滑走路下には総延長7キロを超える地下壕が掘られています。建物を下って行った先に、地下壕はありました。魚雷の組み立てを行っていたという内部は天井が高く、爆撃の衝撃に備え、コ

ビワの実が熟したよ
 うな鮮やかなオレンジ色の機体。ホールに展示されている飛行機は、九三式中間練習機。通称「赤とんぼ」と言われ、戦時中に使われた実物大模型だそうです。ここは、ぐるりと深緑の山々に囲まれた人吉盆地の南端に位置する錦町の「ひみつ基地ミュージアム」。戦時中に建設された海軍の航空基地跡にあります。



戦争当時6000人に及ぶ飛行予科練生がここで学び、末期になると、神風特攻隊の疎開訓練場所にもなりました。滑走路下には総延長7キロを超える地下壕が掘られています。建物を下って行った先に、地下壕はありました。魚雷の組み立てを行っていたという内部は天井が高く、爆撃の衝撃に備え、コ

ロシアによるウクライナ侵略から1年半。今、日本は有事に備え、敵基地攻撃能力の保有、殺傷能力兵器の輸出解禁と軍備の拡大を続けています。大戦の反省から、幾重にもかけられたカギが一つずつ外されていく…。戦争体験者が年々いなくなる中、「ひみつ基地ミュージアム」は当時を生きた人々の姿や社会、そして文化の展示を通して、その教訓を受け継ぐ、大切な場所の一つでした。

インクリートで固められています。ひんやりと暗い壕の中から、明るい出口の向こうに集落が見えました。こいのぼりが舞っています。1945年4月、アメリカ軍は沖縄上陸作戦に先駆け、3月18、19日の両日に九州をはじめ西日本各地の軍事基地を攻撃しました。日向灘に停泊していた空母から出撃した戦闘機14機が午前11時15分に人吉に到達。15分間に一万発を打ち込んだ空襲により、地上の施設は大破。林を挟んで、滑走路の延長にあった民家も被弾し、27人が死傷。その中には10歳と14歳の子どもも含まれていました。



心の扉を開き あなたらしく わたしらしく あるために

私たちは日常的に男性・女性という2つの枠組みでいろいろなことを考えがちですが、実際の性・セクシュアリティはもっと豊かで多様です。

「性的マイノリティーを表すLGBTQ+という言葉は知っているけど、自分の身の回りにはそんな人いないから関係ない」と思っていませんか。

現在、日本における性的マイノリティーの割合は、人口の3%~10%といわれています。しかし、私たちがその存在に気付いていないのは、本当の自分の話をするとう人間関係が崩壊するのではないかと心配して言えない人がいるからです。性的マイノリティーの人は「きっと誰にも理解してもらえない」「特殊な存在ではないか」「異常ではないか」と思って、ありのままの自分を抑え込み、自己肯定感や自尊感情を低めてしまう傾向がありま

す。不登校や引きこもり、自殺を考える人も少なくありません。

本来、人は違って当たり前。誰もが自分らしく生きるためには、多様性が社会を豊かにしているのだという意識を持つことです。「人はこうあるべき」と決めつけずにそれぞれの生き方を尊重していくことが大切です。(法務省HP 一部参考)



人権フェスタ in うきしの三角会場では前田良さんが性的マイノリティーの講演を行います。(詳しくは33ページ)

法務省 HP



使ってみよう 公共交通

市の公共交通の今を隔月でお知らせ



企画課 ☎32-1902



左のグラフを見ると、路線バスの利用は、令和2年以降コロナ禍の影響などもあるものの、人口減少やマイカー利用者の多さから、年々少なくなってきたことが分かります。

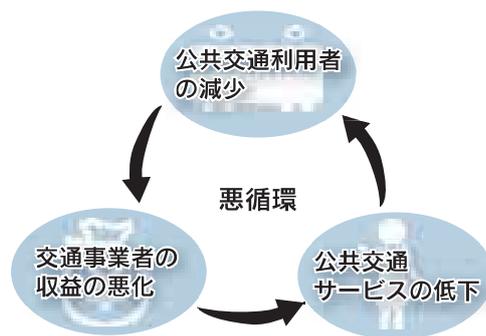
最近、路線バスや電車、タクシーなどに乗りましたか。これから公共交通機関は、通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に欠かせない移動手段です。しかし、市内の公共交通利用者数は年々減少しています。

公共交通機関を
利用していますか

一方で、高齢による運転免許証返納者の増加や脱炭素社会の実現に向けて、公共交通の維持・確保の必要性が高まっています。これからの連載を通して宇城市の公共交通を紹介し、公共交通の未来を一緒に考えましょう。

公共交通の利用者が減少すると、交通事業者の収益が悪化し、これが続くと、公共交通サービスの低下につながります。サービスの低下すると、利用者が減少し、収益が悪化するという悪循環に陥ってしまいます。これは路線バス以外の公共交通機関も同様で、このままの状況が続くと、公共交通の存続に影響を及ぼしかねません。

公共交通の負のスパイラル





人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

2023(令和5)年度

宇城市男女共同参画推進表彰事業者紹介

市では、男女共同参画推進に対し、優良な取り組みを行っている事業者を選定し、表彰しました。

おおしまや
株式会社 大鳥屋

全国400軒の農家と契約を結び、産直品を通信販売



主な取り組み

- 性別を問わず、さまざまな部門への採用と配属、仕事と家庭の両立支援
- 育休後の短時間勤務、在宅勤務などの柔軟な勤務体制の実施
- 男性の育児休暇(産後パパ育休)の活用・支援
- 子どもの長期休み中には、同伴出勤を可能に

取り組みに対する社員のコメント

Q1 会社の取り組みは、どう感じていますか

主婦が少しでも働きやすいように取り組んでもらえてありがたい。(女性社員)

Q2 育児休暇の前後で働く環境に変化は

社内に子育て経験者が多く、優しい言葉をかけてもらえ、安心。大変さなどにも理解があつてありがたい。(女性社員)

Q3 産後パパ育休を取って家族の声は

2人目が生まれた時に取得。妻は家事や育児の負担が減って助かったと喜んでた。(男性社員)

心を傷付けることも暴力です ~ひとりで抱えず、最初の一步を~

11月12~25日
 女性に対する暴力をなくす運動

啓発パネル展

思いをカードにして、飾りましょう。

日程 11月10日(金)~26日(日)

場所 ウイングまつばせ ロビー

11月
 児童虐待防止月間

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



ひろみち
 本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



猫の墓

敷地内に水俣病の事実をリアルに伝える実物資料館「水俣病歴史考証館」があります。中に入ると、コンクリートの床に小屋が置かれています。うさぎ小屋大のそれは猫小屋でした。掛けられたパネルに「400号はついに発病した 細川一博士の証言」とあります。細川博士はチツソ附属病院の院長。会社の命を受け、熊大研究班の発表したチツソ原因説に反論するために実験を続けます。「廃液をご飯にかけて食べさせる。餌をやりに行くと、よくなつて

水俣湾を見下ろす小高い丘に水俣病センター相思社(そうししゃ)があります。「患者・家族の拠り所を作りたい」という当事者の願いからつくられた相思社は、患者や家族の相談対応だけでなく、修学旅行の現地研修など水俣病を伝える活動もされています。宿泊施設に続く中庭に、枝まで赤く染めた南国の花、サンゴシトウが咲いています。樹下に置かれた小さな石塔には「猫の墓」と刻まれていました。

「排水に有機水銀が含まれている」とは知らなかった」とのチツソの主張を突き崩したのです。チツソの工業製品リストには、子どもの頃から使ってきた物がたくさんありました。私もある物質的な豊かさを求め続ける社会の一人だったことを ぽつんと置かれた猫の墓が教えてくれるようでした。

いてノドをゴロゴロと鳴らす。その猫の発病を待つ気持ちには、ちよつと耐えがたいものがあった。実験を始めて7日後、ついにナンバー400は水俣病の症状を呈した。何匹もの猫を使った実験で、水俣病の原因は工場廃液だと確認した細川医師は会社にあることを伝えますが、その事実は隠蔽され、被害は拡大し続けました。そして9年後、細川医師は病床で裁判所の出張尋問に応じました。「会社は知っていた 細川元病院院長が証言」(1970年7月5日熊本日日新聞)。この内部証言が「排水に有機水銀が含まれている」とは知らなかった」とのチツソの主張を突き崩したのです。チツソの工業製品リストには、子どもの頃から使ってきた物がたくさんありました。私もある物質的な豊かさを求め続ける社会の一人だったことを ぽつんと置かれた猫の墓が教えてくれるようでした。

※参考資料「図解 水俣病・水俣病 歴史考証館展示 図録」





女性や子どもへの暴力根絶を願い 啓発パネル展を開催しました

11月10日から26日まで、ウイングまつばせ1階ロビーで、啓発パネル展を開催。今年は女性や子どもなどへの暴力根絶の願いを込めて、来場者にメッセージカードを書いて、会場のツリーに飾り付けてもらいました。「勇気を出して相談すると力になってくれる。」「みんなが認め合う社会になってほしい。」など、寄せられたメッセージはパープルとオレンジのリボンと共に思い思いに結び、会場を華やかに彩っていました。



令和5年度 男女共同参画推進フォーラム開催中

男女共同参画に関わる人々が地域・組織・分野を超えて集います。女性ジェンダー平等実現に向けた取り組みを一緒に考えてみませんか。

日程 12月21日(木) 17時まで

開催方法 オンライン

参加費 無料

※ただし、通信料、接続料は参加者負担

基調講演 「エンパワーメントの連鎖が生み出す、地域の『新しい風景』とは」(仮)

講師 岸本 聡子(東京都杉並区長)

ライブ配信 12月3日(日)

15時～16時30分

見逃し配信 12月15日(金)～期間中

特設サイト
参加登録は
こちら

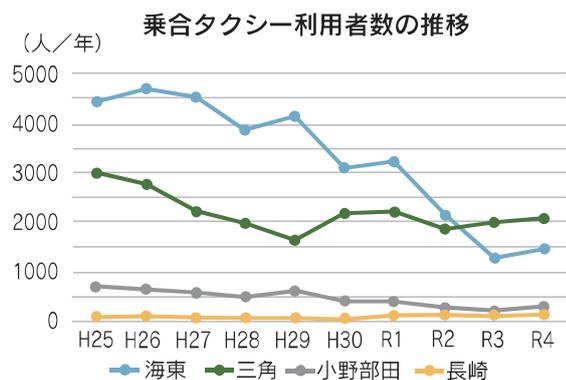


使ってみよう 公共交通

市の公共交通の今を隔月でお知らせ



企画課 ☎32-1902



宇城市公共交通の今

公共交通の種類

市の公共交通機関には、JR、路線バス、予約制乗合タクシーがあります。

その中で路線バスは、主に本市(周辺市町)を結ぶ路線で、乗合タクシーは、現在、三角町三角地区・不知火町長崎地区・小川町海東地区・小野部田地区の4地区で運行しています。

乗合タクシーの利用状況

乗合タクシーの利用者数は導

入当初に比べ、年々減少しています。アフターコロナの利用者数の回復を除くと、今後も減少傾向は続く可能性があります。移動手段確保のため、利用促進の取り組みが必要です。

「乗って残す」公共交通

平成30年度に市民を対象に実施したアンケート調査では、「公共交通は市民の移動手段として維持すべき」という意見が過半数を占めました。

ただ、利用者数が少ない移動手段の運営を続けるのはそう簡単ではありません。残すためには、「乗って残す」という意識が必要で、月に1回でも構いません。利用が増え、収益が上がれば、サービス向上のために設備を整えることができ、利用環境が向上します。それでさらに利用が促され、利便性が向上するなどプラスのスパイラルができます。

一人一人が公共交通を利用することで、市の公共交通の未来を変えることができます。まずはあなたから、日常生活で公共交通の利用を始めてみませんか。



人権啓発課

☎ 32-1708 FAX 32-0110

✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

パートナーシップセミナー開催

わたしらしく踏み出す一歩
「ママのための復職支援セミナー」

日時 1月29日(日) 10時～11時30分

場所 松橋西防災拠点センター

対象 市在住の女性

定員 先着12人

講師 (株)Fine プロデュース
代表 広瀬 美貴子さん

その他 託児あり(先着5人)

申込期限
1月21日(日)



だれもが暮らしやすい宇城市を目指して
「女性人材リスト登録者等合同研修会」

日時 1月25日(木) 14時～16時

場所 市役所本庁新館1階第2会議室

対象 市在住または勤務の人

定員 先着10人

講師 熊本大学名誉教授
市男女共同参画審議会
会長 鈴木 桂樹さん

申込期限
1月17日(水)



男女共同参画審議会委員の募集

応募資格 令和6年4月1日現在、18歳以上で市に
在住し、年2回程度の審議会の会議や
研修などに出席できる人

応募期限 1月31日(水)

応募方法 応募用紙に必要な事項を記
入の上、郵送、メール、
または窓口へ持参

委嘱期間 4月1日～令和8年3月31日

詳しくは
こちら



みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



ひろみち
本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた
経験などから「じんけん」の今をお伝えします



うきにほんごカフェ

1年前、菊池市中央図書館が主催する「にほんご教室」の見学に出掛けました。「たまたま菊池に来たという外国人にも第2の故郷と感じてもらいたい」とスタッフが言う通り、教室は笑顔の絶えない楽しい雰囲気です。一緒に行った3人は魅了されて帰ってきました。宇城でもまず交流の場をと、私たちは準備を重ねました。

9月の第1回は郷土のスイーツ「白玉だんご」作り。

そして、2回目は前回参加したJさんにお国のクッキー作りを教わりました。会場の宇城教育会館は15人ほどの大人に交じって、赤ちゃんから中学生もいてにぎやか。3種類のオートミールクッキーのレシピは英語版と日本語版。「ポウルにバターを入れ、ミキサーで…」笑顔で説明されるJさんにうなずく、みんなの頭が揺れます。彼女は



日本人と結婚されていて日本語が話せます。

向こうではEさんが英語で話し掛けられてホッとしている様子。彼は昨年来日したALTで、日本語練習中。「How about dinner?」(夕食はどうしてるの?)と尋ねると(ダールグでね)、彼も携帯を見ながら、「ギュー：ギュードン：作ります」。お互いに頑張りましょう。

「ウキカラ」を見て参加された宇城市在住の方は年代も職業も様々。「仲良くなりたいたい、外国の人と友だちになりたい」「外国語は話せないけどいいですか」と来てくれました。私たちスタッフと同じ思いを持っている人たちがたくさんいてうれしい。宇城市に住む外国人は800人弱。菊池市のアンケートで『困っていること』上位は、「文化や習慣の違い、言葉が通じないこと」、「地震や火事の時の知らせ」「日本人と仲良くなる行事、日本人の相談相手」。交流を深めながら、私たちも学んでいければと思います。

第3回は「だご汁作り」。案内は29ページに掲載しています。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

男女共同参画社会推進委員から 要望書が提出されました



(左から)守田市長、森川会長、副会長の横尾七生子さん・對田健太さん

1月16日、市男女共同参画社会推進委員会から、市長と市議会議長に対して、男女共同参画社会の推進を求める要望書が提出されました。



委員会の3人から、満見議長(右端)へも要望書を提出

同委員会の森川公子会長が、全ての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される、持続的な社会の実現のため、「地域社会における女性の活躍推進」などの要望を読み上げ、守田憲史市長と溝見友一議長に要望書を手渡しました。

啓発 DVD ～おすすめの1本～

アンコンシャス・バイアスをなくそう

人権や男女共同参画への理解を深めてもらうため、市が行っているDVDの貸し出し事業。その中からおすすめの1本を紹介。



DVD 貸し出し事業



男女共同参画を推進していく中で、制度や仕組みをいくら整備しても思うような成果につながらないのは「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)への対応が不足しているから」ともいわれています。

このDVDでは、なぜ私たちは知らず知らずのうちに偏見や思い込みを持ってしまうのか、アンコンシャス・バイアスを取り除くためにできることとは何か、そのポイントを紹介しています。

使ってみよう 公共交通

市の公共交通の今を隔月でお知らせ



企画課 ☎32-1902

乗合タクシーを 使ってみませんか

市内を走る公共交通といえば鉄道やバスがすぐに思い浮かぶと思いますが、市には他にも、三角町三角地区、不知火町長崎地区、小川町海東地区・小野部田地区の4地区で運行している「乗合タクシー」があります。通院や買い物だけでなく、市外で暮らしている家族の帰省時にもぜひご利用ください。

利用料金 200～400円／回(子どもは割引料金あり)

利用手順

- ① 予約専用番号に電話
- ② 利用日時を予約
- ③ 利用日時に自宅、または発着エリア内の停留所・医療機関で待機
- ④ タクシー到着後、乗車して料金を支払う

運休日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

出発時間など詳しくはこちら

市 HP



「使ってみよう公共交通」アンケート

回答期限 2月29日(※)

- 10月号から連載を開始した「使ってみよう公共交通」。記事を読んでからの行動の変化や今後の要望などをお尋ねします。

回答はこちらから▶



利用者 Voice

三角町 80代 女性

家まで送り迎えしてくれるので、助かっています。利用しやすい料金なので、買い物に行くときなど、気軽に利用するのも良いですね。



- 決まった時間に決められた区域を予約に応じて運行
- 1回の乗車につき一律料金
- 対象地区内であれば自宅でも降り可能。発着エリア内の商業施設や医療機関などの停留所でも乗り降りできる
- 他に予約があれば他の人も乗り合わせる



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

職場でつらい思いをしていませんか ～あらゆるハラスメントは許されません～

一人で悩まないでまずは相談しましょう。

ハラスメントを受け流しているだけでは状況は改善されません。あなたが動くことが解決につながります。



我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。

問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うこともあります。まずは会社の相談窓口へ。会社で対応してもらえなかったら、熊本労働局雇用環境・均等室(☎096-352-3865)へ相談してください。

詳しくはこちら



「女性人材リスト登録者等合同研修」を開催しました

1月25日、地域での男女共同参画推進をテーマに熊本大学名誉教授・市男女共同参画審議会会長の鈴木桂樹^{けいじゅ}さんを講師に迎えて開催。市女性人材リスト登録者や男女共同参画社会の推進に取り組む委員ら30人が参加しました。

参加者はグループに分かれて、地域や家庭での男女共同参画に係る課題を出し合い、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、熱く語り合いました。



鈴木桂樹^{けいじゅ}さん



みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



本田^{ひろみち}博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



はたらきたい

会議が終わると一緒に出たYさんがフロアで待っていました。

「採用試験を受けたいです。だけど時間が足りなくて」。

「車いすを利用して、青のセダンに乗る彼の就職活動のお話です。」



20代のときに事故で車いすを利用するようになったYさんは、私の勤務校に授業支援ボランティアとして来ていました。

事故以来、離職していましたが、地域の役員を受けたことから、再び働いて勉強したいと考えました。

ハローワークで障害者雇用求人に応じ込み、事前に試験時の配慮を願います。「指にマヒがあつて、計算用紙が必要なので持参しても良いですか」当日はHB鉛筆使用となっておりますが、指に力が入らないので、計算するときだけ問題用紙にボールペンを使っていいですか」一つ目はだめで、二つ目はOK。

そして試験当日でした。

「HB鉛筆なのでマークシートを塗りつぶす作業が自分にはきつくて時間を取られました。作文も手のマヒでHBでは難しいと判断して指定の半分ほどの字数で書きました。採用にはなりませんでした。」と残念そうに笑います。「同じ車いすであっても、人によって不自由さはそれぞれ違うので配慮が欲しかったです。」と言います。

「障害者である労働者は自ら進んで職業人として自立するように努めなければならない」障害者雇用促進法4条。それを実現するために「雇用機会の確保と必要な合理的配慮」が雇用主には求められています。私は彼の同意を取り、その思いを事業主に伝えました。

後日、担当の方が出向いて来られました。厚生労働省の障害者雇用引きを読み直され、採用時の配慮も考えた雇用枠を新年度複数増設したいとのことでした。事業者の方には誠実な対応をしていただきました。「声を上げて良かったね。」とYさんに伝えました。再チャレンジが始まります。